

第 1 1 回

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 議 録

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

- 1 会議の日時 平成 16 年 3 月 16 日(火)
開会 午後 2 時 00 分
閉会 午後 4 時 44 分
- 2 会議の場所 掛川グランドホテル 王冠の間
- 3 出席者及び欠席者の氏名 別紙 1 出席者名簿のとおり
- 4 議題 別紙 2 次第のとおり
- 5 議事 別紙 3 のとおり
- 6 会議録の確定

確定年月日

平成 16 年 4 月 日

議長の記名押印

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛村純一

出席者名簿

協議会					その他					
	役職	氏名	種別	出欠等		役職	氏名	職名	出欠等	
1	会長	榛村純一	掛川市長		31	幹事	太田原浩	掛川市総務部長		
2	副会長	大倉重信	大東町長		32		松永正志	大東町企画課長		
3		伊藤徳之	大須賀町長		33		大石與志登	大須賀町総務課長		
4	委員	小松正明	掛川市助役		34	1市2町 関係職員	伊村義孝	掛川市環境保全課長		
5		川口 功	大東町助役		35		大石碩也	大東町保健福祉課長		
6		水野幸雄	大須賀町助役		36		石川和夫	大東町農林商工課長		
7		戸塚正義	掛川市議会議長		37		岩倉立身	掛川市商工観光課長		
8		樽松友則	掛川市議会副議長		38		富田 実	大須賀町産業課長		
9		山本義雄	掛川市議会議員		39		小澤豊久	掛川市農政課長		
10		石山信博	掛川市議会議員		40		八木 修	掛川市都市計画課長		
11		鳥井昌彦	大東町議会議長		41		岡本恵司	大東町建設課長		
12		牧野勝彦	大東町議会副議長		42		田辺 明	掛川市水道部長		
13		鈴木治弘	大東町議会議員		43		松下秀二	掛川市下水整備課長		
14		水野 薫	大東町議会議員		44		赤堀弘美	大東町都市計画課長		
15		半井 孝	大須賀町議会議長		45		大石武夫	大須賀町都市建設課長		
16		河井 清	大須賀町議会副議長		46		久野恒夫	大須賀町学校教育課長		
17		内藤澄夫	大須賀町議会議員		47		水口英夫	大須賀町社会教育課長		
18		上野良治	大須賀町議会議員		48		事務局	松井 孝	事務局長	
19		原田新二郎	学識経験者		49			栗田 博	事務局次長	
20		田中鉄男	学識経験者		50			高鳥康文	総務係長	
21		滝沢恵子	学識経験者		51	赤堀賢司		計画係長		
22		戸塚誠夫	学識経験者		52	深谷富彦		調整係長		
23		松本恵次	学識経験者		53	富田 徹		総務係		
24	水野淳子	学識経験者		54	服部和敏	総務係				
25	増田正子	学識経験者		55	宮崎裕和	計画係				
26	蒲原忠雄	学識経験者		56	石野敏也	調整係				
27	中井明男	学識経験者		57	深田康嗣	調整係				
28	鈴木正彦	学識経験者								
29	菅沼信夫	学識経験者								
30	小櫻義明	学識経験者								

第11回 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会次第

日時 平成16年3月16日(火)
午後2時から
場所 掛川グランドホテル 王冠の間

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

[協議]

協議第25号 その他各種事務事業(その2)の取扱いについて

[提案]

協議第26号 新市建設計画について

4 その他

(1) 次回の会議の開催について

日時：平成16年4月20日(火)午後2時

会場：掛川グランドホテル 3階 王冠の間

5 閉 会

栗田事務局次長 改めましてこんにちは。皆様には、公私とも大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の第11回会議を開催いたします。

開会に当たりまして、榛村会長よりごあいさつを申し上げます。榛村会長、お願いいたします。

榛村純一会長 皆様、こんにちは。

年度末のお忙しいところでございますし、議会の方々には多分平成16年度の予算の審議等で大変お忙しいことと思いますが、ほかの委員さんも含めましてお集まりいただきましてありがとうございます。また、傍聴の方々も毎回ご熱心にこの合併協議会を見守っていただいて、これまたご苦労さまです。ありがとうございます。

ご案内のとおり、皆様方のご協力によりまして、25項目の協議項目も大綱においては大体順調に協議が整いつつあるわけでありますが、きょうは前回の提案事項のことについてと、それからいよいよ本番になります新市建設のビジョン、建設の骨格計画、これをご協議いただくことになるわけであります。

その前に3月27日から6会場に分けて合併の話が出まして、この協議会が進んできたその段階で住民説明会を行うということになっておりますが、3月27日から4月15日、約半月の間に6会場で十分市民、住民の意見も吸い上げながら、この協議会の模様を報告させていただいて、さらに来年に向かって必要な手続を粛々と進めていきたいと、このように考えております。どうぞ住民説明会も盛り上がりますように、皆様にPRをぜひお願いしたいと思っております。

過日、国会に提案されました自治関係の地方自治法の改正と合併特例法の改正と新合併特例法と3本の法律が提案されまして、それをかいま見ますと、順調に進んでいる合併特例法については何とか間に合わせたいというところもかなりあると、そういうことを含んで17年3月が期日となっておりますが、それを1年延長して18年3月まではいいにするというようなことになって、合併する組をふやすようにしたいというような意向で特例法が改正になりました。

あわせてこれからあと5年間かけて、合併しなかった市町村を誘導的に県の合併計画に基づいて誘導して合併を進めると、そういう新合併特例法というのが提案されました。それに伴っ

て自治法が改正されるというような動きが国の方でも出ておるわけですが、この協議会についていえば皆様方のご協力のおかげで順調に進んでいるわけですが、問題はこれから合併したときに、合併できるからこそ南北交通の交通も早くなるというようなことで、ぜひ南北の主要道路の長い新しい市を丸くするような形で、それを集中的に努力していかなければならないとこのように考えております。

本日は、そういうわけで新市の建設計画の4月の協議にさせていただくための準備の報告をさせていただくわけですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は大変ご苦労さまです。

栗田事務局次長 ありがとうございました。

次に、会議次第の3番目、議事に入らせていただきます。

議事に入ります前に、前回の提案事項の協議会資料の一部訂正をお願いしたいと思います。前回の第10回協議会資料の42ページをお開きください。

前回の資料の42ページ、上段の表をごらんいただきたいと思います。そこは小・中学校の通学区域などをお示ししてございますが、倉真小学校と西郷小学校の通学区域の対象区域が逆に記載されておりますので、訂正をお願いをしたいと思います。よろしく願いをいたします。

次に、会議の開催につきましてであります。本日は全員の委員の皆さんに出席をいただいておりますので、会議が成立することをご報告申し上げます。

会議の議長につきましては会長が務めることとなっておりますので、会長に会議の進行をお願いしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

榛村純一会長 それでは、規約の定めるところに基づきまして暫時議長を務めさせていただきますので、会議の進行についてご協力をお願い申し上げます。

早速ですが、本日の議事に入ります。

協議事項の協議案件につきましては1件ございます。

協議第25号 その他各種事務事業（その2）の取扱いについてをご協議をお願いいたします。

協議第25号につきましては、10項目の事業の調整方針を示してございますので、3つに分けてご協議をお願いしたいと思います。

最初に、14の廃棄物関係事業から16の保健・医療関係事業の取り扱いについて、ご意見を願います。ご発言をお願いいたします。

特にございませんか。

（発言する者なし）

榛村純一会長　それでは、14から16の事業の取り扱いにつきましては、調整方針のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　はい、ありがとうございました。

ご異議なしと認め、調整方針のとおりとすることを確認させていただきます。

次に、17の商工・観光関係事業から20の上・下水道事業についてご意見をお願いいたします。

ご発言をお願いします。

石山委員。

石山信博委員　掛川の石山です。

17番の商工・観光関係事業でございますけれども、(1)(2)それぞれありまして、この文言については何ら問題ないというように思うわけでございますけれども、ただ商工の次に労働関係もぜひ入れていただきたいというように思います。新市におきまして、工業出荷高も1兆2,000億円という大変大きな工業出荷高になりますし、県内でも有数な工業都市になるのではないかとこのように思いますけれども、それを支えているのはやはり労働でございますので、ぜひここに労働という言葉も入れていただきたいというように思うわけです。

現在、労働関係では勤労者住宅建設資金の貸し付けとか、あるいはまた勤労者教育資金の貸し付けというような融資も行ってるわけでございます。金額的には5億8,000万円近くの融資を行ってるということでございますので、これもぜひ合併時に統一するという形にさせていただきたいというふうに思いますので、商工・労働・観光関係事業という形にお願いをできませんでしょうか。

榛村純一会長　何かあるか、事務局。

ごもっともなご発言だと思いますが、いかが取り計らいますかね。

松井事務局長　ただいまの勤労者雇用対策事業という文言をこれに入れてほしいということでございます。これはいささかも問題ないわけでございますが、ただ事務局といたしましては、この問題当然この調整方針に入れるかどうかという検討をさせていただいたわけでございますが、1市2町で勤労者雇用対策にかかわる事業というのは22項目ほどございました。その中には当然住宅資金や教育資金の貸し付け事業、こういったものもございまして、制度的には1市2町とも利率とか貸し付け条件、そういったものは若干異なってる部分ございますが、その貸し付けの目的というものはほぼ同じでございまして、あとほかの事業につきましても大半が補助金とか交付金、それからいろんな会議の運営という事務でございました。

そういう中で、ここはある意味では事務方で、事務レベルで調整が可能ではないかという判断のもとで、今回この中の文言としては残さなかったわけですが、基本的にはもちろん今やってる事業については引き続き新市においても実施していくというのを基本の一つとして考えておりますので、もしそういったことを踏まえて、ある意味でここでもう一つ勤労者雇用対策事業という文言を入れるというご要望であれば、それはそれでそのようなことで取り入れることになると思いますので、よろしく願いいたします。

榛村純一会長　　今、石山委員のおっしゃる商工・観光関係事業という「商工・観光」になりますけど、その次に「・労働関係」と入れれば表題としてはいいですかね。じゃあ、事務局でそうしてください。労働関係事業だけど、「商工・観光」とあるでしょう。その次にもう一つ「・」入れて「・労働関係事業」。それで、あとその説明の文章に労働というのを1カ所入れておけばいい。

それではよろしゅうございますか。

ほかに何かございますか。17、18、19、20と。

はい、松本委員。

松本恵次委員　　松本です。

18の農林関係なんですけれども、これはこの調整事項の文言云々ではなくて、新市の農業行政で1つ、2つほどお願いをしたいなと思うんですが。

まず一つは、やはり農業後継者の問題、これはもう全国どこ行っても非常に深刻な問題で、高齢化による離農、それに見合った後継者が育っていないというのが現状なんですけれども。ぜひこの点で、もう農家の後継者というのが非常に問題になってきております中で、農家の後継者という観点でなくて、地域農業の後継者を育てるということでぜひ非農家の、農家以外の青年でも全国にはたくさん農業に関心を持ってる人たちがいますので、そういう人たちの中でやる気のある人たちを引っ張ってきて、新市で地域の農業を担ってくれる担い手を育てていく。こういう事業を本当に深刻に、真剣にまた考えていかないとやはり地域の農業どんどん壊れていきますので、ぜひそういう人たちを引っ張ってきて、そして行政と農協と地域の農家でもってそういう人たちを育てて定着させていくという、こういう事業を新市ではぜひ強力に進めていただきたいなと、こんなふうに思っています。

それからもう一つ、今度合併して新市ができて、やはり新市の北部の方と南部の方では若干農業形態にも違いがあるかなというふうな気がしています。やはりお茶と水田を中心にした北部の掛川市の農業、それから南部の大東、大須賀はどっちかという施設園営、それが

ら畑作が多いわけですね。それぞれに特色のある農業ということがありますので、そういう特色を踏まえた農業政策、農業振興をぜひお願いをしたいなというふうに思っています。

それから大東の場合は、農業振興というのが夢咲農協と非常に緊密な連携を持って協力してやってきてますので、ぜひこれはもちろん新市にあっては行政とそれから掛川市農協、それから当然ですけども、夢咲農協とも連絡を密にさせていただいて、農業振興を努めていただきたいと思いますなとこんなふうに思ってます。

また、この新市の合併が一つの契機になって、もう少し広い農協合併が近い将来に進んでいくのも必要ではないかなというふうな気がしてますので、そういう一つのきっかけになっていくような新市の農業であればいいなとこんなふうに思ってますので、ぜひそういう点を考慮に入れた農業振興、農業政策をお願いしたいなと思います。

榛村純一会長　これについては、特に……。これはご要望ですね。

松本恵次委員　そうです。

榛村純一会長　小櫻先生、何かコメントありますか。

今度提案する新市のビジョンの中に、今言ったようなことは入ってるかな。

松井事務局長　ただいまのご質問の中で、1点目は農業後継者の確保という問題について、地域農業者の育成という面でそれを拡充していただきたいというご要望だと思いますが、そのことにつきましては新市建設計画、これはこの後また提案させていただきますが、次世代型農業の実現という中で新規就農者の確保という項目としては取り上げてございます。これにつきましては、まだいろいろと内容拡充の部分で議論の余地があるわけですが、これは新市になってから総合計画を策定する中で、この新市建設計画にうたわれた新規就農者の確保とか、次世代型農業の実現という考え方をもとに、もう少しその辺を膨らめた形で総合計画に反映できるんじゃないかというふうに思っております。

それから、もう1点のそれぞれの特色ある農業政策、あるいは農協との調整ということになりますけれども、この点につきましては当然これまで1市2町それぞれ地域の特性を生かした特色ある農業政策というのが進められておまして、それが定着をし、効率よくやられているわけですので、もちろんそういう今やってるものを尊重した上で一元化の事務事業につきましても、あるいは政策的な部分につきましても、当然それを前提にして新しい市の政策というのは決まってくるというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

榛村純一会長　よろしゅうございますか。

今、農業、農村の方向性としてよく4つ言われているんですね。1つは徹底的なコストダウンと国際競争力に勝つブランドの確立というのが一つ。それからその対極にあるのが、有機農業だとか市民農園とか、安全・安心、地場野菜の地場消費というようなそういう地域主義的な動きですね。そういう両極があって、その間に兼業農家対策というのがあって、3代目の兼業農家がどうなるかで農村、農業の運命が決まると言われているんですね。その3代目の兼業農家。それからもう一つが、都会から入ってくる新規参入、新規参入をどうやって入れるかっていうのが一つかぎだと、4つ言われているんですね。

ですから、そういうことについてこの地区はいろんな対応があって、観光農業もあるし、新規参入もあるし、3代目の兼業農家もいっぱいいるし、そして大東農産とかその他もう徹底的なコストダウンとブランドを確立した茶業もあるとかね。そういうことですから、4タイプの方角性が全部ある地域ですから、あなたのおっしゃることをぜひ十分入れていきたいと思います。

ほかに。水野委員。

水野 薫委員　大東町の水野ですけども、20番目、上・下水道の関係でちょっとお聞きをしますけども、郷土新聞に榛村会長が再評価という槌で公共下水と農排のモグラをたたいているふうにイラストがございすけども、非常に大切な問題だと私思います。

特に、うちの町も大須賀町も川下でございまして、あの辺の河川の汚れというのは非常に前から問題になっていて、そして大東におきましては公共と農排とそれから合併浄化槽で、これは全町の下水道化を進めてまいっております。それで大須賀町さんも公共下水で基本的に下水道を整備していくことを基本方針としてそういうふうにしてございまして、大東もかなり進んでございまして、ちょっと農排の方が若干県の方の継ぎ増しの関係で非常におくれてございすけども。これはもう各地区で説明会を開いて、大東の場合ですけども、こういう方針でいくんだと、もう個々に皆説明をしております。

ちょっとこの調整方針を見ますと、「引き続き実施し、新市において策定される各事業計画に基づき」云々って書いてありますけども、基本的に新市になったときにこの下水道の問題をどのように……。やっぱりどういうふうに進めていいかということはこの協議会できちっといくべき道を決めておいた方が、僕はいいじゃないかなと。はっきり申しますと、それぞれ各市と町が持つる下水道計画をやっぱり今後合併しても遵守しなきゃいかんじゃないかなと、そんなふうになら今ちょっと考えてるところでございすけども。特に郷土新聞さんのあの記事にもございすし、安く、早く、合併浄化槽にとか、いろいろ出てございすけども、その辺ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

松井事務局長　　ただいまのご質問も先ほどの農業政策と同じような考え方でございます。1市2町それぞれ今まで特色ある、地域の特性を踏まえた政策でやられておりますということで、それはもちろんそういう現在のある個別の計画とか、あるいは総合計画、そういったものを尊重して、新しい市では下水整備事業計画というものをつくるわけでございますが、今まで3つある下水道事業計画、これをまず1つにするというのがまず統一ということでございます。

その後、大東町の地区とか大須賀町の地区とか掛川市の地区とか、合併すればそういう市町境というのは当然なくなってしまいますので、新掛川市の中の佐束地区とか土方地区とか、あるいは掛川市の上内田、日坂地区というような形で、そういう下水整備地区を計画の中に入れていくという形になりますので、現在進められているそういう事情とか政策、こういったものは当然尊重した上で新しい計画が策定されていくものだというふうに思います。

しかしながら、下水道整備に係る制度につきましては、これまでもいろいろと国の制度も変わってきております。さらに将来、もっと有効な手段あるいは有利な政策というものが出てくるとも考えられますので、そういった状況や社会環境の変化にも柔軟に対応しながら、その時々で一番適切な整備方法、そういったものを検討していくことも必要ではないかというふうに考えております。

いずれにしましても、調整方針で統一ということにつきましては、今言われたような現計画、現政策を尊重して、まず計画を一本化していくと。そういう中で統一された事業計画に基づいて、新市として一体的に進めるということでございますので、ご理解をいただきたいと思いません。

榛村純一会長　　はい。

鈴木治弘委員　　大東の鈴木治弘でございます。

今の事務局の説明を聞きますと、それぞれの町の従来の計画を尊重して、新しい町になったとき統一した上・下水道の計画をつくって今後推進をする。言葉では全くそのとおりで何の非の打ちどころもない説明だと、そんなふうに受け取れますけれどもね。

大東では、きのうも農排の終末処理場の落成式がございました。10年前に全町下水道計画を策定をされまして、各部落へ出ていってしっかりと説明をしてありまして、いふなれば自分のうちはどういうふうになるかと、それぞれの個々の家庭が全部承知をしてるわけです。そうした中で、新しい町になって新たに計画をつくって、それに基づいてやるということになりますと、我々が考えてもやはり人家の密集したところ、あるいは家屋の連たんの強いところ、当然先に手をつけていくことが投資効率も上がるし、当然の手法だというふうに考えるわけですね。

そうなりますと、大東で今公共下水で半分ぐらい、農排で3つのエリアに分かれてましてその1つ目も半分ぐらいにできた。あとの2カ所は首を長くして待ってるわけですね。わしらのところはいつくるかなと。計画どおりなら何年に着工するけども、ということで待ってる状態ですが、残念ながら県でなかなか事業枠をいただけないということの中で延び延びになっております。

そんなことで、ぜひこの調整の中ではっきりと従来下水道計画を尊重するなり、継承するというような文言を入れていただいて、調整方針として残していただきたい、そんなふうに思います。

ある意味で、空港へ行って搭乗手続きが終わって「さあ、飛行機に乗ろう」としたときに、まだ空港へ来るのに東名を走っているような自動車を待って、それからまたロビーで「おい、だれが先に乗らまいか」って検討をするような形じゃ納得がいかんというところがあるわけですけどね。

ぜひそういう特殊事情といたしますか、従来計画の既得権といたしますか、そういうものを言葉の中で認めていただけるなら、調整方針の中へしっかり明記をしていただいて、残していただくことをお願いいたします。

以上です。

榛村純一会長 はい。これはちょっと政治的な難しい問題ですから、私が会長としてお答えしますが、郷土新聞に載った記事は、ちょっとおもしろおかしく書いてあるんですけど、実は皆さんご案内のとおり、下水っていうのは国交省所管の公共下水、農水省所管の農集排、それから環境省所管の合併浄化槽と、こういうことになってますね。

それで、掛川市が今度決断したのは、公共下水道でいくとその計画範囲になっていても、そこまで到達するのにあと30年先とか、40年先なんていうのがあるんですよ。だから、これは少し縮小した方がいいじゃないかという見直しが一つ。それから、農村集落排水は全部で10カ所やる予定でいたんですけど、2カ所終わったところで調べてみたら1戸当たり500万円から700万円についてるんですよ。だから、それをまた10カ所に、既得権だとかそういう予定だったといってやってたら、1戸についてそんなにかかるんなら合併浄化槽でやれば150万円上がるわけです。早くて安くできると。

じゃあ今までの合併浄化槽の欠点は何だったかというのと、この維持管理についての清掃したり、きちっと維持管理する能力がないから結局合併浄化槽は垂れ流しになっちゃうからだめだと言われてたんですけど、その欠点を直して今度環境省で市町村管理型合併浄化槽というのが

できたわけですね。そうすると、農集排の集中管理はしないけども、それぞれ市町村が責任を持って合併浄化槽のところを市町村管理型でやれば、大体農集排の3分の1ないし5分の1の予算で早くできるということはわかったわけなんです。そういうものにかえようということで、10カ所あった農集排の地域を2カ所でやめると、あと8カ所はそっちへ移行するということを市として言ったわけです。

大東町さんのように既存の計画があって、大体こういうわけだということで既得権的にちゃんとそれを予定になってるところについて、そのことを同じ論理を押しつけるというのは誤解を招きやすいですから、もう少し調整方針の中にこれは従来の計画は守っていくと、尊重するということがそれでいいと思うんですけど、一緒になったときに、あるいはこれから後のときに実際問題として県の継ぎ足し補助も減ってきて困るとかいう問題がありますから、何でも農集排でやらなきゃいかんということなくて、そういう集中市町村管理型でやった方が安く早くできるっていうんならいいぞ。国・県の補助金が余計つくから住民にとってはそんなに負担は重くないから、余計かかる方でやるというのは納税者としてよくないと思うから、それで合併浄化槽にしましょうよと。それから、公共下水も30年後のところはもうやめちゃって、別の方式にしましょうよというようなことを言ってるわけです。

ですから、私は大東町さんがそういう計画でやられていて困るということであれば、それを尊重することはいいと思うんです。なぜかということ、大東町も掛川も今度是一緒のまちになるんですから、ある部分でそこに農集排できちっとしたことがされていくのであれば、そこも新しい掛川市なんだから、その下水が早くできたり、いい下水ができることは今の旧掛川市民だって喜ばなきゃいけないことですよ。そっちの方がうまいな、こっちの方がおくれるなんていうのは合併じゃないんですから。合併して進んでるところ、進んでる計画があってそれでいけるんならそれでいいと思うんですね。そういう調整で。

調整でいいと思うんですが、冷静に考えて安く上がって早くできる方法があっていいですよといったら、乗りかえてもらうということもあり得ることもあるかもしれないですね。そのときで。だから、それは十分ご理解をいただいてからでないで、無理でしょうね。だから、既定方針どおりでいいと思います。

鈴木治弘委員　　会長さんのおっしゃることで十分理解ができますけども、「十年一昔」が今では「五年一昔」と言われるような時代でございますので、合併後やはり背景が変わって、合併浄化槽の市町村管理型ですか、そういう手法がどう考えても望ましいということであれば、これは住民も当然納得をするだろうというふうに思いますけれども、今、合併前にやはり強い期

待を持って下水道の設置を待ってた地域としますと、ぜひ合併の調整の中へやはりそれを尊重するなり、あるいは継承するというような文言を入れておいていただいて、ひとつ合併に取り組んでいただきたいと。それは強くそう思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

榛村純一会長　　私はそれで構わないんですけど、掛川の議員さん、どうかな。

山本義雄委員　　掛川市の山本ですが、今、大東町さんからそういう、鈴木委員あるいは水野委員からお話しがあつたわけですが、大東、大須賀にしても小笠山の向こうと掛川の山を抱えた中山間地とは地形も違いますのでね。そういうことが要求があれば、掛川としても入れても別に私は差し支えないと思うんですけど、どうでしょうね。調整方法はこれに基づくということですので、今言ったような、今までの進めてきた基本的なあれが要望あれば、やむを得んじやないかなと私は個人としてそんな思ひますが。

伊藤徳之副会長　　大須賀町長です。

今、大東さんが言われてる話が、何年後に着手するからというようなことになれば具体的にわかりやすいというふうに思ひます。

私どもの大須賀町も、全町のうち本当に山間部については合併浄化槽、あとは全町が公共下水道ということで進めておりますが、まだ30年くらい先までいかないとその全町公共下水道のところの恩恵をこうむることができないという人もおります。これはやっぱり長過ぎるなという感じをしておりますので、新市になってからどこかでいい方式があれば、地球環境の浄化を早く進めるためにも方式は検討していくべきだということに現時点では考へております。

鈴木治弘委員　　大須賀の町長さんが、何年ごろにどういうふうだというようなお話がございましたので申し上げますけれども、10年前にこういう下水道マップを町でつくりまして、下水道推進協議会を主体に各地域に説明してございます。そして、地区によって着工の年度、完成の年度が明示をしてあります。例えば先ほど申し上げましたように、土方地区は平成10年に着手をして完成が平成21年、当初は16年度の完成予定でございましたが、それが21年まで延びてはおります。中地区が平成15年度に事業認可をもらって15年から20年度に完成をしたいと。最後の佐東地区が平成19年から平成25年度を完成目標として、地域の住民に説明をしてあるというようになしっかりしたものをつくって、住民の隅々まで周知徹底をしてあると、そういう計画なんですよ。役場の中で町長や助役がチョロチョロッとリップサービスで言った話じゃないもんですからね。せんだっての一般質問の町長の答弁の中にも、この計画を変更することは混乱を招くのでうまくないと。いろいろなときに合併協議会において説明をして理解を求めるというよ

うな答弁をしております。

そういうことの中で私のようにして考えてみると、事務局が調整をして助役、町長がある程度了解をして、この調整方針が出てきたということになりますと、やや不可解な思いを持っているんです。ここへ出てくる前に、当然大東の計画はしっかり掛川市にも市長さんなり、大須賀の町長さんにご理解をいただいた上で調整方針が出てきて当たり前じゃないかと、こういうふうに考えるんですけどね。ただ、大東田舎なもんですから、掛川市に対して十分な主張ができなんだのかなとふうにチョロリと思っておりますけどね。

今日あえて言わせていただいて、できればぜひそういうものを入れていただきたいと、重ねて申し上げます。

榛村純一会長 おっしゃることはよくわかりますので、そういうことでやっていっていいと思うんですが、19年からっていうとあと3年後ですよ。これから国の方針がどういうふうになるかにもよるし、補助体系がどうなるかということもあるし、それから今までの合併浄化槽の技術は個人の良心に依存する部分があったから、これは後の維持管理が悪くて垂れ流しになるという欠点があったんですが、市町村管理型になれば同じことが言えるということで、今の情勢で予算で農集排の予算は非常にタイトなんですけど、市町村管理型の予算は余ってるんですよ。という今、過渡期なんですよ。だから、技術と補助体系が今少しずつ動きつつありますから。

だから、従来のままの前提でいけば、大東町さんには大東町さんのそういう下水道計画がきちっとあって、住民もそれで納得して順番待ちにしたということですから、そういう体系を崩さない方が望ましいと思いますから、それを調整方針に入れていいと思うんですね。

しかし、問題は3年後なり4年後に国の補助金体系が継ぎ足し補助がなくなっちゃうなんていうことになりゃ、農集排がかえって大変になることだってあり得るわけですよ。それはまたそのとき考えればいいと思うんです。

水野 薫委員 大東の水野ですけれども、もちろん世の中どういうふうになるといのは、先のことは非常に不透明な点がありますし、それから当然動いていきますから、現在の状況がそのまま10年も20年も同じような状況でいくとはもちろん考えていませんけども、やっぱりそれなりに地区まで説明会を開いてやってあると、その1軒、1軒が皆それに向かって対応してるわけですよ。

ですから、基本的に当然それは全部が全部大東のをそのまま引き継ぎってそういうふうになっているわけじゃございませんで、できるだけそれぞれの町が今まで考えていた下水道計画の基

本方針をやっぱり新市になっても尊重していただいて、そして時代が変わればこれ当然対応しなきゃしょうがないと思うんですよ。

ですから、その辺をこの調整方針の中で、例えば案として「現在の計画を尊重した中で新市において策定される」云々とか何かってそんなような文言をつけ加えておいた方がいいじゃないかなと。またしてもらいたいなと、そんなふうな思いで申し上げてるわけでございます。

榛村純一会長 はい、今の意見について何かありますか。

じゃあ、私会長として、調整案として「現在の下水道計画を尊重して調整する」という文言を入れてください。それでいいですね。

それじゃあ、そのように従来計画を尊重して調整していくということでお願いします。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 それでは、17から20までの事業の取り扱いについては、ただいまの修正を含めて調整方針のとおりとするということでご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ご異議なしと認め、先ほどの修正の字句を入れた調整方針で確認させていただきます。

次に、21の学校教育関係事業から23の文化振興関係事業の取り扱いについて、ご意見を伺います。何かございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 特にございませんようでしたら、21から23の事業の取り扱いにつきましては、調整方針のとおりとするということでご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ご異議なしと認め、調整方針のとおりとすることを確認させていただきます。

続きまして、協議事項の提案に入ります。

協議第26号 新市建設計画について提案させていただきます。

事務局、説明願います。

松井事務局長 それでは、協議第26号 新市建設計画につきまして説明をさせていただきます。

新市建設計画は市町村の合併の特例に関する法律、すなわち合併特例法第5条により策定が

定められている法定の計画でございます。この策定に当たりましては、16名の委員の皆様による小委員会を設置し、これまでに12回にわたって協議をお願いし、素案としてまとめていただいたところでございます。前回の第10回合併協議会におきまして、小委員会委員長から報告されました新市建設計画の素案をもとに、協議会で出されました意見等を反映させ、県との事前協議を行ってまいりましたが、このたび県との事前協議が完了しましたので、協議案件として正式に提案するものでございます。

なお、県との事前協議におきまして素案を修正いたしました箇所がございますので、修正内容につきまして最初にご説明申し上げます。

新市建設計画の32ページをお開きいただきたいと思います。

財政計画の歳入歳出の一覧表となっておりますが、この中で素案では収入の地方債の次に地方債の内書きといたしまして合併特例債の金額を記載してございました。これに関連しまして、歳出におきましても普通建設事業費の次に合併特例債事業費を素案では記載してございました。これら合併特例債に関する金額につきましては、記載することによって年度ごとあるいは10年間の上限額が限定されるおそれがあり、特例債事業を実施する上で制約が生ずる可能性があるという指摘がございましたので、素案でお示ししました合併特例債及び合併特例債事業費につきましては明記をせず、この表から外すよう修正させていただきましたので、あらかじめ承知いただきたいと思います。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

まず、本計画の構成でございますが、表紙をめぐっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思っております。全体の構成といたしましては、第 1 章の序論から第 8 章の財政計画まで 8 章で構成をされております。

第 1 章の序論につきましては、合併の必要性、計画策定の方針を示してございます。第 2 章、第 3 章につきましては、新市の概要、主要指標の見通しといたしまして、地勢、歴史、産業等について記載するとともに、人口の見通しにつきまして示してございます。第 4 章につきましては、新市建設の基本方針といたしまして新市の将来像、新市の基本目標、土地利用の方向性、重点プロジェクト等について示してございます。第 5 章につきましては、基本目標を実現するための新市の施策について7つの分野に区分し示してございます。第 6 章では、新市における県事業の推進につきまして、県に要望する事業、県が実施する事業につきまして示してございます。第 7 章では、公共施設の適正配置と整備の考え方について示してございます。第 8 章では、新市の10年間の財政計画を示してございます。

以上が全体の構成でございます。

それではページをめくっていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。

第 章序論でございますが、1ページから2ページにかけまして合併の必要性につきまして6つに整理してございます。

(1)として住民生活圏の広域化への対応、(2)としまして住民ニーズへの的確な対応、(3)といたしまして少子高齢化への対応、(4)として地方分権に対応した行政基盤の強化、(5)として厳しい財政状況の中での財政基盤の強化、(6)として都市間競争への対応でございます。

次に、2の計画策定の方針でございますが、(1)の計画の趣旨といたしまして、本計画は合併特例法に基づき掛川市、大東町、大須賀町による合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的といたしまして、新市の一体性の速やかな確立と均衡ある発展に資するよう策定するものでございます。

(2)の計画の構成は、合併特例法に定められた事項を中心に、先ほど目次で説明したとおりの構成としてございます。

(3)の計画の期間は、合併翌年度の平成17年度から平成26年度までの10年間といたしております。

続きまして、第 章では3ページから5ページにかけまして、新市の概要として位置と地勢、気候、面積、歴史、人口、世帯数、産業について記載してございます。

続いて6ページ、第 章では主要指標の見通しといたしまして、将来の総人口、年齢別人口の見通しを推計してございます。計画期間の10年間では、新市の総人口は増加するものと見込まれますが、一方で少子高齢化も進むものと見込まれます。

7ページからは第 章の新市建設の基本方針でございますが、最初に新市の将来像を示してございます。新市の将来像、キャッチフレーズといたしまして「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」を掲げてございます。この将来像の基調となる考え方は、以下に示す3つのまちづくりの方向性をとらえております。

(1)として「南北軸の創出、東西軸との連携によって便利になる、豊かになる、一つになる」といった海山連携に向けたまちづくり。(2)として「都市と田園の良さを充実させ、元気になる、楽しくなる、安心できる」といった健康長寿に向けたまちづくり。

8ページになりますが、(3)として「住民参加と協働、報徳精神によって優しくなる、手をつなぐ、未来を拓く」といった生涯学習に向けたまちづくりでございます。

続いて2の新市の基本目標では、ただいま申し上げた新市の将来像を実現するために、さらに7つの分野別に基本的な目標を示してございます。

1つ目は健康・福祉・医療系として「住民が安心して暮らすことができる健康長寿のまちを創る」、2つ目は自然・環境系として「美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る」、3つ目は教育・文化系として「子供の健やかな成長と、住民の夢実現を応援するまちを創る」、4つ目は経済・産業・観光系として「活発な産業活動が生まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る」、5つ目は都市基盤系として「南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る」、6つ目は連携・協働・交流系として「住民参加、連携と協働による自立の気風に満ちたまちを創る」、7つ目は行財政改革系として「行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちを創る」でございます。

続きまして、3の土地利用の方向性でございますが、新市の持つ自然環境や地理的条件に十分配慮しつつ、南北幹線道路と我が国の大動脈である東西交通網への良好なアクセスを確保しつつ、農業、工業、商業がバランスよく発展できるよう、健全な土地利用を図っていくことを基本方針としております。

次に、11ページの重点プロジェクトでございます。

これにつきましては、新市の一体性を速やかに確保し、新市の将来像を実現していく上で特に重点的に取り組むべきプロジェクトとして設定したものでございます。

重点プロジェクトは3本ございますが、1つ目は新市融合に向けた交通基盤の充実を図るための南北幹線道路と交通システムの整備でございます。新市が一体となり、海山連携のまちづくりを実現していく上では、新市の背骨となる旧市町間を結ぶ南北幹線道路の整備が最重要課題でございます。そのため、1市2町間を結ぶための一部バイパス化など重点的な整備とともに、県には幹線となる県道整備を要望し、新市の南北の円滑な往来を実現していくこととしております。

また、南北道路の整備とともに1市2町間を連絡するバス路線の確保など、新市の交通システムを総合的に調査、検討し、旧市町の市街地間の円滑な移動の実現を目指すものでございます。

2つ目は、医療・保健・福祉・介護の連携強化による健康・福祉の充実を図るための（仮称）総合健康センターの整備でございます。新市の将来像では、すべての市民が健康で寝たきりにならない健康長寿のまちづくりを目標の一つに掲げてございます。その実現のためには、既存の保健・医療・福祉・介護施設のネットワーク化を図り、地域ケアシステムを充実してい

くことが求められてまいります。その推進拠点施設として、より高度な検診機能を備え、健康・福祉相談機能、ボランティア支援機能等をあわせ持つ施設を掛川市立総合病院や東京女子医科大学、福祉団体と連携を図り整備することといたしております。

3つ目は12ページになりますが、市民協働型まちづくりに向けた市民活動支援体制の充実を図るための市民活動支援センターと地域公共施設間ネットワークの整備でございます。今後は、自主自律の精神に基づく地方分権型社会が進む中で、NPOを初めとする各種団体や住民と行政とがそれぞれの役割を分担し合いながら、ともに考え協調し合いながら、住民主体のまちづくりを進めていくことが求められてまいります。新市では市民活動の支援体制を充実するため、旧市町の市街地にある公共施設等を有効活用するなどして、市民活動支援センターを設置するほか、地域の公共施設間を結ぶ情報ネットワーク化を拡充し、さまざまな団体や個人がまちづくりのさまざまな情報を共有して、幅広い活動とともに活力ある住民主体のまちづくりを進めるための環境を整備することといたしております。

13ページには、これら重点プロジェクトの概念図を示してございます。

続きまして、14ページの第 章は、新市の施策でございます。

ここでは、第 章でお示した7分野にわたる新市の基本目標に沿って、それぞれの目標達成に必要な施策及び主要な事業といったものを各分野ごとに整理させていただいております。

まず1番目は、健康・福祉・医療系としまして「住民が安心して暮らすことのできる健康長寿のまちを創る」でございます。

施策の内容といたしましては、健康づくり、予防医学の充実、先進的な保健・医療機能の集積、在宅医療・在宅福祉の充実、高齢者福祉施設の充実、障害者支援の充実、ユニバーサルデザインに配慮した社会の実現、子育て環境・子育て支援策の充実、スローライフによる健康増進でございます。事業の主なものといたしましては、重点プロジェクトにもございましたが、(仮称)総合健康センターの整備のほか、地域子育て支援センターの整備、小笠山ハイキングコースの整備、休耕地を活用した市民農園の提供などがございます。

続いて16ページになりますが、2番目は自然環境系としまして「美しい風景と快適な居住環境を備えたまちを創る」でございます。

施策の内容といたしましては、貴重な自然環境の保全、美しい景観の形成、安全で安定した上水の提供、生活排水対策の充実、資源環境型社会の実現、自然エネルギーの活用でございます。事業の主なものといたしましては、環境教育の充実、旧市町間の水道連絡管の整備、バイオディーゼル、バイオガスなど廃棄物を利用したエネルギーシステムの導入調査、ソーラー

発電の普及促進などでございます。

続いて18ページでございますが、3番目は教育・文化系としまして「子供の健やかな成長と、住民の夢実現を応援するまちを創る」でございます。

施策の内容といたしましては、子供たちの教育環境の充実、生涯学習の推進と地域を支える人材の育成、スポーツ環境の充実、学習・文化機能の充実、歴史的資源の再生と活用でございまして、事業の主なものといたしましては、市教育センター機能の強化による指導者体制の充実、海と山の自然・歴史文化を生かした体験学習の充実、ITを活用した生涯学習情報・講座の提供、図書館・資料館の整備などでございます。

続いて20ページでございますが、4番目は経済・産業・観光系といたしまして「活発な産業活動が生まれ、住民の豊かな暮らしを支えるまちを創る」でございます。

施策の内容といたしましては、地産地消のまちづくり、次世代型農業の実現、地域商業の活性化、雇用機会の確保に向けた企業誘致と支援拡充、観光の振興、高次都市機能の充実、都市型サービス業の集積促進でございまして、事業の主なものといたしましては、農業法人化への支援、新規就農を目指す農業研修者への就農支援、報徳の理念を生かしたビジネス教育の創出・研究、3つの城跡を中心とした観光ネットワークの検討などでございます。

続いて22ページですが、5番目は都市基盤系といたしまして「南北軸の創出と東西軸との連携によって利便性の高いまちを創る」でございます。

施策の内容といたしましては、海山連携道路の実現、南北軸と東西軸の連携、地域間道路・生活道路網の充実、地域特性に応じた交通システムの導入、中心市街地の活性化、中心的な憩いの場（交流広場）の提供、防災拠点の確保、防災機能の強化でございまして、事業の主なものといたしましては、重点プロジェクトにもございました南北幹線道路の整備のほか、地域間道路・生活道路の整備、小笠山の自然を生かした交流広場の整備、地域の防災を担うための同報無線、行政無線等のシステム整備などでございます。

続いて24ページでございますが、6番目は連携・協働・交流系といたしまして「住民参加、連携と協働による自立の気風に満ちたまちを創る」でございます。

施策の内容といたしましては、住民参加システムの構築、男女共同参画の推進、均衡ある発展に向けた役割分担、新たな情報媒体による地域情報発信、報徳の精神に基づいた地域活動の促進、国内・国際交流、国際化の推進でございまして、事業の主なものといたしましては、重点プロジェクトにもございましたボランティア、NPO等の活動拠点施設の整備のほか、住民主体の地域活動への支援、男女共同参画推進計画の策定、在住外国人への相談窓口の充実など

でございます。

続いて26ページですが、最後の7番目の柱といたしましては、行財政改革系といたしまして「行き届いた行政サービスと、効率的な新市運営が両立するまちを創る」でございます。

施策の内容といたしましては、電子自治体の実現、効率的な行政組織の実現、政策立案能力にすぐれた人材の育成、広域行政による効率化の実現、成果を重視した新たな仕組みの創設、戦略的な都市経営と健全な財政運営、市民の声を大切にすまちづくりでございます。事業の主なものといたしましては、重点プロジェクトにもございました地域公共施設間ネットワークシステムの拡充のほか、総合窓口システムの導入、地域高速通信基盤の充実、新しい行政管理手法であるニューパブリックマネジメントの導入、パブリックコメント制度の導入などでございます。

これらの事業の推進に当たり、重点プロジェクトにつきましては合併に伴って新市を建設する上で必要不可欠なものとして重点的に取り組むべきものであります。それ以外の事業につきましては、新市の基本目標、施策の方向性に基づいて、新市の財政状況等をかんがみながら、その実現に努めるものでございます。事業の具現化に当たりましては、新市において策定される総合計画に位置づけをされ、年次別計画であります実施計画により推進されるものでございます。

続いて28ページ、第 章につきましては、新市における静岡県事業の推進でございます。

新市のまちづくりに当たっては、新市のみで実現できるものばかりではなく、県に支援をお願いして推進しなければならないものもでございます。ここに記載をされました県の事業につきましては、事前に県と協議を行ったものを取り上げてございます。分野別の基本目標に沿って県に要望する事業と県が実施する事業に分けて掲載してございます。

続いて30ページ、第 章になりますが、ここでは公共施設の適正配置と整備につきまして示してございます。基本方針といたしましては、公共施設の統合整備に当たり、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮すること、地域の特殊性やバランス、財政に与える影響を十分に考慮することとしております。

なお、幼稚園・保育所の再編・整備につきましては、少子化などの状況を踏まえた中で既に進められているところでございますので、今後もこの方針を継続して進めていくことを確認する意味で、特出しして掲載してございます。

また、支所につきましても本協議会の中で住民サービスの低下を招かないように設置することが確認をされておりますので、同じく特出しをして示してございます。

続いて31ページ、第 章では財政計画についてお示しをさせていただきます。

財政計画は新市建設計画の策定期間に合わせ、平成17年度から平成26年度までの10年間について歳入歳出の各項目ごとに普通会計ベースで作成させていただきます。

作成に当たりましては、健全な財政運営を行うことを基本として、合併による歳出の削減効果、住民負担の調整、高齢化に伴う扶助費等の拡大、新市建設計画の実施に必要な経費等を反映させていただきます。作成に当たっての前提条件につきましては、資料に記載のとおりでございますが、このような前提条件のもとに推計をし作成をしたものが、32ページに記載しました財政計画でございます。

内容について簡単にご説明申し上げますと、まず10年間の歳入歳出の合計額はそれぞれ約 4,068億円となっております。

歳入について見ますと、地方税については徐々に増加する形になっておりますが、これは人口の増加に応じた住民税の増加等を反映させたものによります。

次に地方交付税でございますが、10年間で額としては増加する形となっておりますが、これは合併特例債事業と公共下水道事業の地方債の償還に伴う上昇分が主なところでございまして、基本的には地方交付税が増加していくとの考え方はとっておりません。地方債につきましては一時的に増加しておりますが、これは合併特例債によるものでございます。

なお、合併に伴う国・県からの財政支援措置につきましては、普通交付税の算定がえなど地方交付税の特例措置や補助金等合わせまして、10年間で約79億円ほどを見込んでおります。

次に歳出でございますが、まず人件費につきましては、合併による特別職や議員数の削減とともに一般職員につきましても削減を見込んでおり、人件費は10年間で約37億円の削減効果を見込んでおります。

公債費については、合併特例債の償還がございますので、計画期間内は徐々に増加をしておりますが、計画期間が終了する11年目以降につきましては、合併特例債の償還が終わるとともに徐々に減少してまいります。

普通建設事業費につきましては、合併後一時的に増加をするものの平成19年度から徐々に減少するものと想定しております。これは合併直後に新市建設のための事業が集中するものの、整備が落ち着くとともにその後は事業費が減少していくためでございます。普通建設事業費のうち、合併特例債事業費は10年間で約 115億円を見込んでおり、そのうち95%に当たる 109億円ほどを合併特例債で充当し、その元利償還金の70%を地方交付税として見込んでおります。

以上が新市建設計画の主な内容でございますが、あと巻末に計画体系図と用語解説を載せて

ございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、協議第26号 新市建設計画につきまして説明を終了させていただきます。

榛村純一会長 はい、ご苦労さまでした。

ただいま協議第26号を説明いたしました。新市建設計画の内容についてご不明な点、あるいは何かこの次の調整に向かって注意事項等ございましたら、ご発言願います。

どうぞ、半井委員。

半井 孝委員 大須賀町の半井です。

28ページの事業の推進というところですが、非常に重点的なことで南北道路の整備というものの関係だと思いますが、1番と2番に分かれています静岡県に要望する事業、そして2番目の静岡県が実施を予定する事業、その要望と予定の違いをちょっと細かく説明していただきたいと思えます。

栗田事務局次長 お手元の資料の28ページと29ページの主には道路関係の違いをということでお尋ねでございますけども、まず2番の方の表の一番右の上段から3番目に路線名が記載されております。これは静岡県の方で県単独あるいは補助事業で整備をしてくださる道路ということの路線名だけ載せてございます。これは県と協議をする中で、道路整備事業についてはいろいろある路線の中の未改良部分、これがたくさんあるわけですけども、県としてはその緊急性の高いところから事業着手をしていくということで、箇所名までは記載されておられませんけども、そこに記載されております掛川大東線から原里大池線、この5路線のところについては10年間の間に着手できるということで、掲載がされております。

それから、1番の方の静岡県に要望する事業のところの南北幹線道路の4路線についてでございますけども、これも先ほどの県が実施してくれる事業と合わせて何カ所も県の方に要望はかけてきました。けれども、ここの4路線については現段階では10年間の間に県の方で着手するという明確な回答がいただいておりますので、ここでは県に引き続いて要望していくということで載せてございます。

以上です。

榛村純一会長 半井委員。

半井 孝委員 大須賀町の半井です。

そうすると、1番の要望する事業の中で大須賀掛川停車場線というような大須賀町に関係するルートにつきましては、来月このものを我々が承認するというのでそういう格好になっていくんじゃないかと思えますが、10年間に着手の方向性が見えないもの、要望する事業は10年

間ではそれじゃできないのかなというような懸念もあるわけで、来月の4月の合併協議会までには方向性のある程度出していただきたいと思いますが、会長いかがですか、そこら辺は。

榛村純一会長　これは合併をするからできるという前提で合併をするということですからね。何は置いてもやらなきゃならないと。できるようにすると。そういう決意であります。

引っかかる点は、できれば公的な国・県の公的資金を入れてやりたいわけです。ですから、そのところで自分だけが合併特例債を使ってドンとやって負担も自分でしてしまって、あと交付税充当してもらえばいいという考え方もあり得るんですが、県の道路整備計画は、合併を想定しない前につくった計画なりがあるわけですね。その体系をできるだけ崩したくないとか、あるいは県下全域に公平な扱いをしたいというようなことで、まだちょっと県にはっきり意思表示をしてもらえていない部分がありますから、これは合併の協議をするまでにはきちんとはっきり言えるようにしなければならぬと、このように考えています。

それで、県が特例債、県道の整備について250億円予算をとるということを言いましたが、250億円じゃとても足りないんですね。ですから、どうしても国の公共のお金を入れてこなきゃいけない。そのときの公共の国のお金を入れるために、合併上必要だというよりもこれができるから合併するんだということですから、何を置いてもその事業が実現するようにしなきゃいけないと、こういう決意であります。

そのことで書き方がちょっと生ぬるい感じがすると思われるでしょうが、ぜひそういうことで努力したいと思います。

半井 孝委員　大須賀町の半井です。

今、会長が言われたようにうわさみたいなものといいますが、新聞紙上でも非常にそういうふうなことを言われてる。そういう中でも、やはり県にお金がないよというのは、もう静岡県民なら大体静岡新聞なり中日新聞なり、皆新聞等を見てわかってるんじゃないかと。今年度の予算でもどれぐらい足りない、700億円ぐらい足りなかったとかっているんな記載が出てるわけです。

250億円の中でこの1市2町の中に、それじゃ大須賀町なり停車場線、そして大東線とかいろいろところに県道があるわけで、そういうものに今掛川の会長さんなり事務局がほとんど担当されてるんですが、特例債は使えない、県道につきましては承認工事をお願いしたいというような意見も聞いておりますが、皆さんの考え方が、県とか国が出してくれれば財政的に非常に楽になるから、少しその方向を手探りでも模索して、何とか出していただけのような方向をとっていきたいというような意見も聞いているわけですが。

出せないものは、私は絶対出せないと思うんですよね。県も出さんし、国だって大体銭がなくって合併させるんですから。それを掛川市の皆さんですね、やはり会長さんを初めとした皆さんが、合併する大東と大須賀の皆さんのためにも南北道路が絶対必要だよということは十二分にご理解していただけていると思いますので、4月の承認するまでに、もう承認工事でやっていくだというような決意を前へ出していただきたいんですが、いかがでしょうか。

榛村純一会長　　今、一応そういう構えもするとか、できるようになっているんですよ。ちょっとずるい点もあって、何とか国・県の有利なお金が入るようにしたいわけですが、いざとなったら承認事業でこちらでやってしまうということも考えなきゃいけないと思ってますが、最初からそういうことを決めつけてやってしまうのも主要地方道・県道の整備の体系がありますから、それは尊重することを考えつつ優先順位を、地元の優先順位と県が考える優先順位とちょっと違いがあるんですね。それが合併という事情の中で考えたときにどういうことが言えるかということですから、私としてはできるだけ実現できるように、掛川ではそれをクォーター計画と言ってるんですけどね。クォーター計画というのは30分かかるところを15分にすると、クォーター、15分ということで行っておりますので、何を置いても頑張りますので、ご了解いただきたいと思います。

伊藤徳之副会長　それじゃ私から。先ほどから会長さんが言っていたように、この道ができるから合併するということですので、できなきゃ合併する意味はないというふうに考えてますので、この道は確実にできるというふうに思っています。

今、101億円の事業費がありますが、これの内訳として70億円ぐらいが自己資金、皆さんの税金、30億円ぐらいが合併特例債を借りるという事業内容になってるんですよ。財源内訳。ですから、70億円分というのは県が何もやってくれなくても、さっき言ったように承認工事ででもできる金額を財政計画に持ってるということですので、この南北道はできるというふうに私は理解をしています。

先ほど言ったように、財政計画にありましたが、財政計画の中ではきょう皆さんのところへお配りしたものについては、地方債の下方に特例債の内書きをやめたということですが、その特例債をもっと充当できる状況があるかもしれないので、ここにこれだけだというふうな表現はやめたということですよ。それはたくさん充当できれば、先ほど言ったように新市の財政計画が楽になるということですので、そういう含みがあってこの特例債を内書きで書いてあったのがやめたということですので、そういう意味ではこの道は例えば県が私どもにやらせてくれれば、皆さんの税金は使わせていただきますが出来ますというように理解してるんですが、

皆さんいかがでしょうか。事務局、間違っていたら直してください。

榛村純一会長 内藤委員。

内藤澄夫委員 大須賀の内藤です。

今、半井委員さん、それからうちの町長からお話がありましたように、この合併の一番の私たちの町の意義というのは南北道です。この南北道ができるということの中で、私たち大須賀町はいち早く掛川と合併をするということの中で過去ずっと邁進してきたわけです。一直線に。ほかの地域にも願いをしにも行きましたし、そういう中で何とか1市2町が合併できるという状況になって、今日に至ってるということでもあります。

その中で南北道が、きょうもある町民ともお話しをしましたけども、「内藤さん、南北の道路はできるの。できなかつたら合併しなくてもいいじゃないかね」というような話を二、三人の人から聞きましたけども、そんなことでぜひともこの道路は何としてもつくっていただく。できれば合併前には結論を出してもらえんということが一番ありがたいわけです。

もう一つ、あくまでも今の停車場線を使わなくちゃいけないのか。もう一つは、新しいバイパスルートが大須賀町分として考えたらどうなのか。そのことについての考え方っていうのは、過去そして現在においてあったのかないのか、それをちょっとお聞きをしたいと思います。

栗田事務局次長 今のご質問でございますけども、県との調整の関係あるいは小委員会での検討の中で、掛川と大須賀を結ぶ幹線道路について、停車場線については既存道路の拡幅計画でしか概算費用は見積もってございません。停車場線及び掛川大東線、それから掛川大東大須賀線の総事業費が事業費ベースで建設計画にも載っております 101億円ということでございます。

榛村純一会長 はい、内藤委員。

内藤澄夫委員 今、事務局の方から説明があったわけですけども、僕の聞いているのは、確かに停車場線については大須賀町分として37億円、38億円と一応予算をつけていただいた。それについては概略の予算の中のあれは出てますけども。私の聞いているのはそれ以外に検討をされたかどうかと、事務方サイドの中で。要するに、停車場線以外のバイパスルートということについて、検討された経緯があったのかなかったのかを聞いとるということです。

栗田事務局次長 掛川から大須賀を結ぶ路線といたしましては、主要地方道掛川大東線、それから掛川大東大須賀線、それから袋井小笠線、それから停車場線と、この4路線を經由して大須賀町までの南北道路を検討しております。その中で、停車場線についてのバイパス路線については、現段階では検討はしてありません。

内藤澄夫委員 要は、検討をしていなかったということだと僕も思うんですよ。そのとおりだと思うんです。今になってわかったことは、要するにまず特例債が使えない。県道に対しては特例債が使えない。そして、県は承認工事ならやってもいいですよ。県がお金出してすぐやるということはなかなか大変ですよ、できないよというような今状況だと思うんですよ。じゃあ、その承認工事がすぐできるのかどうか。その点もちょっと疑問でありますけども、いや、それは市でお金を出すんだから承認工事ならできると思いますよということだと思うんですけども。

それよりももっと、そんなことをずっと言ってるんじゃないかと、今から合併して10年の間に道路をつくるという気持ちもあるとするならば、要するにバイパスというルート等を含めて今から考えてみても、僕は遅くはないと思うんですけども。それにはそれなりのまた試算をすればお金もかかる、当然なかなかそれも大変だろうということではありますけども、あわせてそんなこともぜひ今から10年という長いスパンの中で道路をつくるということであれば、あわせて考えていただければ僕はいいのではないかなというふうに思っておりますので、会長の考え方がもしありましたらお聞かせ願いたいと思います。

榛村純一会長 これは小委員会でやったんじゃないの。

栗田事務局次長 まず特例債についてのことから回答をしたいと思います。県道の拡幅工事を新市が承認工事で県の方に申請をして、県の許可がおりまして新市が施行した場合の関係ですけども、まず特例債についてですけども、完全に認められないということはないということで国の方から回答をいただいています。

というのは、新市の一体性のために特に必要な事業ということになれば、承認工事であっても特例債が充当できるというようなことも伺っておりますので、先ほど会長の方からもございましたとおり、事業の方法については新市になってから、補助事業の採択、それから県が16年度から新しく創設をしました合併支援重点道路整備事業、これの採択をしていただくと、こういった方法を考えて一番いい方法を進めていくということになるかと思えます。

それから、2点目のバイパスについても、それもあわせて検討をしていくということになるかと思えます。

以上です。

内藤澄夫委員 事務局の方から今お話しがあったとおり、バイパス論も浮上しているよ。要するに、今の停車場線も浮上してるよと。停車場線についても特例債の対象ともなるということは今ちょっと初めて私たちも聞いたところでありまして。

基本的には、私たちは特例債の対象には県道だからならないよということで今まで理解をしてたということです。きょうになったら、そういう新市の中に移行していく中において皆さんの中でそれだけの熱意があるとするならば、特例債の対象にもなるということでありまして、二本立てといたしますか、あわせてぜひお願いをしたいということでありまして、停車場線を拡幅するということの中で時間がかかったり費用を要するようであれば、やっぱり新しいバイパスルート等もあわせて検討していくということが、僕は肝要ではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

榛村純一会長　　今出ているお話は、私としても責任を持っていろいろ考えてきまして、どういふところに問題があるかというのは、県でいえば県知事の政治的な立場を含めた合併促進に対して配慮したいという知事の意向と、それから道路の技術体系、それから整備体系の計画の既存をきちっと守っていききたいという道路部局の道路創出みたいな考え方と、それが県の中に2つあって。もう一つ、今度は国の方で総務省の合併支援室、合併支援のいろいろな施策で特例債のことをやったりしているところと、それから国交省の道路局の立場というか、考え方とその4つが、まだ本当に1つの机についてこの続行についてこうしようということまでいっていない部分があるんですよ。その解釈を、これは特例債が使えないのはおかしいじゃないかっていうようなことは私が国へ行って言って歩いたんですよ。そうしたら、「ああ、そういうことがありますか」というようなことなんですよ。

だから、まだまだこれから制度っていうものは、つくった制度が固定してるんじゃなくて、その制度の解釈とかいろいろなことはまだ交渉の余地というか、合併運動なんですね、ある意味では。だから、従来の補助体系でいえば道路局と道路創出が話がつきゃそれでできたんですけど、それに県の市町村合併の政策上の知事の政治姿勢とそれから道路局と総務省の関係と4者がうまくかみ合うところで、どういう制度、どういうお金でこの停車場線なり、掛川大須賀の最短距離をどう結ぶかというのが、技術的に、予算的に、そして年次計画、どういうやり方でやるかというのがだんだん決まりますから、そういうことでご理解いただきたいんですけど。助役も一緒に歩いたから、うちの助役、ちょっと……。

小松正明委員　　掛川の小松です。

今、市長から申しあげましたように、この間、年が明けてから市長と私とで総務省の方へ練り歩いておりまして、今申しあげたような承認工事に関してこういう起債を行って、それに対して合併特例債という形での後年度の充当ということができないのかというこういう問題を、これは県にはまことに申しわけないんですが、県を飛び越して直接総務省の合併支援室の方に

もお願いに行き、問題意識を持っていただくという形で何回か陳情やら状況説明に行っております。

そういうことの状況の中では、今申し上げたようなことは、先ほど事務局からもありましたけども、不可能ではないのではないかと。はなから全然、はしにも棒にもかかりませんよということでは少なくともないと。こういうことでご回答を得ております。

ただ、実際にじゃあどれぐらいのことになるかと、あるいは本当に個別具体の案件に関してこれが特例債の適用になるんだという保証だとか、最終的な決着だとかという段階では今ありませんから、非常に大まかなレベルの話としてこういう地域の問題があるという説明に対して、それは制度的には不可能ではないのではないかという感触の範疇でのお答えをいただいとということであります。それが1点。

それから、今、内藤委員からお話しがあったバイパスっていう話も全く検討していないという言い過ぎですけど、そういうこともあるのかなという議論はあり得るんだと思うんですけど、道路計画っていうものはやはり欲しいから早くつくるんだというものでは必ずしもなくて、今ある既存のネットワークがあるのであればそれをまず使うのが道路計画としては前提ではないかということがありますので、一義的には今ある道路でどこが不都合かということの局部的な改良、カーブの曲がりが悪いとか、ここが見えづらいとか、勾配が悪いとかというところを基本的にはまず直すっていうのが、そのことをまず前提に考えるというのが多分道路技術の基本だと思うんですね。そのことにおいて、幾らかかるか、どれぐらいの時間がかかるか、どういう苦労があるか、何か用地その他支障的なものがあるかということを考えて詰めていくと。それがある程度煮詰まるというか、これはたまらんと、お金もかかるし、時間もかかるなということの並行の中で、いや、じゃあバイパスだったらどういう路線で用地がどれぐらいの値段で、どれぐらい早くできるのかということもあると思うんですが。

今申し上げたような、多分単純な時間的な問題だけでしたら、ネットワークが今あるのにそれに代替的に、バイパスっていうのは道路でいえば大手術ですから、それほど交通量もないところにあえて短絡的に道路をもう一本通すというのはどうなのかっていう常識的な考えがどうしてもあるんだと思うんですね。都市内のように、本当にもう全く人家が張りついて拡幅の余地がないと、こんなことやったら100年たってもできないということであれば、大回りに回して速度を稼ぐという大手術もあり得るというようなことだと思っておりますが、今申し上げたような感覚がありますので、道路部会の感覚の分野として今の交通量と今のこの線形ということであれば、現道を直すということが極めて現実的なのではないかという前提でスタートしてると

ということだと思っんですね。

その財政的な裏づけは、今言ったような、伊藤町長もおっしゃいましたけど、いろんな特例債があればさらに有利になるし、さらに早くなると。しかしながら、そういうものがすべてできなくても、現行の予算の中にはこれはやるという意味と予算というのは明らかにしているわけですから、これはもう合併においては重点プロジェクトに位置づけてるということをもって、新市における重要な公約的な位置づけにはあるということは申し上げてもいいと思いますので、その点についてはご心配はないのではないかと、私としてはこういうふうに思っております。

以上です。

榛村純一会長 じゃあ、はい、鈴木委員。

鈴木正彦委員 県道の改良工事を合併市が合併特例債を活用して整備できるかということでございますけれども、私どもも総務省にいろいろ相談をかけております。

その内容でございますが、道路整備であり、合併特例債の対象にならないとは言えないが、県道の整備を合併市が行うという特殊な事例であり、県が整備しない道路が合併のために特に必要と言えるのか疑問であると。したがって、合併のために特に必要という要件を厳しく見ることになる。いずれにしろ、一般的抽象的な事例についての可否は判断がしかねると。

具体的な事業計画に基づき協議してほしいというような回答でございます。

つまり、合併特例債の対象となるかどうかは、合併のために特に必要ということがきちんと説明できるのかどうかにかかっているわけですが、そのためには今後県が整備を行うべき道路区間、それから市が整備を行うべき道路区間、それぞれの全体計画だとか事業内容、さらに市が県道を改良する経緯、理由等を明らかにした上で総務省と具体的に協議していく必要があるというふうに考えております。

国との協議に当たりましては、県としても合併市と協力、連携して、合併特例債適用事業として採択していただけるよう頑張りたいというふうに思っております。

それから、合併市町村を結ぶ県道管理の道路整備につきましては、新たに今後5年間で250億円程度の事業費を投入して道路整備を図る必要があるという考え方に立ちまして、県単独の合併支援重点道路整備事業を創成することとし、平成16年度当初予算において30億円を計上しております。十分じゃないというご意見も伺っておりますが、投資的経費のうち単独分のピークというのは平成8年度の2,820億円、これがピークでございます。平成16年度の一般会計当初予算における単独分は1,212億円、半分以下になっております。そういう中での措置ということでご理解をいただけるとありがたいなというふうに思っております。

以上でございます。

榛村純一会長 先生、小櫻先生。

小櫻義明委員 これは新都市建設計画の策定小委員会の委員長としてではなくて、個人の意見という形でお聞きいただきたいんですけども。

この合併特例法に基づく新市の建設計画としてはこういう内容になるだろうと。ただ、私は、新市の建設というのは行政だけがやることができるものではないと。そういう意味では、一般の市民の方は結局これを見て行政が何をしてくれるんだという形で、傍観者的にこれを見て評論をされると非常に困ると。むしろここに載っている個々の事業にしても、計画内容についても、市民の方々が、民間の方がそれだけ努力し、協力するかということによって成功できるかどうかということもかかってくるわけですよ。そういう意味では、私はこの新市の建設計画、これと並んでいわば民間レベルにおける新市建設の活動計画、行動計画っていうのも同時にあってもしかるべきではなかろうかと。そういうものだと思います。

そういう意味では、住民の説明会のときに、新市で行政がこんなことをしてあげますよという形だけではなくて、いわばこういう方向を目指して市民の方とどう連携、共同していくかと、そういう形で市民の方に呼びかけていただくという、そういう説明をぜひお願いしたいというぐあいに思っています。

それから、私は南北軸の道路建設というものが、この新市の建設計画の第一の最優先の重点プロジェクトになったというのは、まさにこういう合併の枠組みであったからこそなったんであって、もしいわば隣接する東西の市や町とも入った場合は絶対にはならなかったろうし、これだけの事業費がここにつぎ込まれるということにもならないだろうと。

そういう意味では、大須賀町の町民の方がいわば道路をつくるんだったら合併をすると、道路ができないんだたら意味がないよという、そういう感情をお持ちだということはよくわかるんですけども。だけど、大須賀町として、じゃあ掛川と合併しないでいわば両横とあるいはほかの組み合わせを考えても、これからの発展性とか成長性、あるいは道路にしてもこれだけ整備されてるかどうかという、その点でやはり私はかなり疑問のあるところだろうというぐあいに思ってます。

そういう意味では、まさにこの1市2町の枠組みであるからゆえに、この南北軸の道路というものが最重点課題になって、しかも重点プロジェクトの第1位になったと。第1位になったということはやらざるを得ない。あらゆる手段を駆使してでも、これを最重点にしてやらざるを得ないということでもあるわけですよ。そういう意味では、具体的な保証等々を言われる

ということはよくわかるんですけども、しかしながら、やはりこういう枠組みの中でここまでこの南北軸の道路というものが重視をされてきたんだと、そういうことの意味だとか、重たさというのをぜひ大須賀町、大東町の方々にもわかっていただきたいと思います。

さらに私は先ほどの話とも関連するんですけども、南北軸の道路を整備しただけで、いわば南北の道路を使う人がふえるかといったら、必ずしもそうではないだろうと。すなわち道路をつくっても、その道路を利用する人がもっともふえていかなければ意味がないわけですね。そういう意味では、掛川の市民の方々がこの道路を使ってどれだけ大須賀、大東の方に、すなわち海の方に向かって動いていこう、出かけていこうというぐあいに思ってくれるかどうかという。そういう意味でも、やはり市民レベルにおける意識という、そういう意味でも非常に重要であると思います。

それからさらに、私はこの計画全体としては非常に無理むだのない健全な計画になってるだろうと。いわば特例債として 110億円という、これはまだ上限、使おうと思ったら可能なんですよね。そういう意味では、他の合併の事例等々見ても非常にいわば思い切り盛り込んだようなそういう内容になってるわけですけども、この計画の場合は非常にそういう意味では健全財政ということを考慮しているという。それはひっくり返していうと、先ほど言いましたように、この南北軸の道路というのはまだ不透明な部分が非常に多いと。そういう意味では特例債を活用しようというときに、または活用できる枠というものが非常に大きく残された財政計画にもなっていると。そういう点も私は住民の方々、市民の方々にもぜひこの建設計画の特徴として考えていただきたいと思います。

それから、前回の協議会のところで申し上げましたように、この小委員会として附帯意見として人件費っていうのをさらに 2 割増し、すなわちこの財政計画で想定されてる人員よりさらに 2 割増しに減らしてくれていう、そういう附帯意見というものをこれにつけて出してるわけです。そういう意味では、この新市建設計画の文言のところには具体的にあらわしていませんけれども、そういうものも含んだそういうものであるという、その点にもぜひ留意をいただきたいと思いますというぐあいに思ってます。

そういう意味で、この建設計画も先ほど言いましたように、財政計画さらにその前の新市の将来の人口増というそういうところも、ここでは過去の趨勢で人口ふえてるもんですから人口ふえるという計画になってます。さらにそれに伴って財政計画においても地方税もふえるという計画になってます。だけど、ほかの市町村っていうのは人口が減ってるところが非常に多いですよ。人口が減ってるところが、その将来予測の中で人口減という予測をして、さらに

地方税も落ち込むという予測の財政計画になってるわけですね。

そういうものを踏まえた上で、合併効果というものがこの中にどれほど盛り込めるかどうかという、そういう意味ではこれは合併効果をどの程度見積もるかというのは非常に難しい問題で、あえてそのこのところにまで踏み込んでいないんですけども、先ほど言いましたように、いわば一緒になって行政がこれだけのことをやれば人口がこれだけふえるというものじゃなくて、むしろ新市の市民が一体となって行政と連携をしながら努力することによって、人口がもっとふえるかもしれない、税収がもっとふえるかもしれないという、そういういわばエネルギーでもあるという、その点をぜひ含みおいていただいて、住民の説明会等々にも臨んでいただきたいと思います。

以上です。

榛村純一会長 はい、半井委員。

半井 孝委員 大須賀町の半井です。

今、鈴木委員、そして小櫻委員からいろんなご意見等もお聞きいたしました。私どもの町でもまた今月の終わりごろにはまた合併の特別委員会を開催していかなくちゃいけない。

確かに私もわかるんですね。理想と現実っていうものの違いは非常によくわかる。だから、私は小櫻委員の言われるような、確かにこの合併がもたらす経済効果なり、町民の住民の皆さんの将来の活性化とかいろんなものの中にこの合併があるということもよくわかっておりますが、現実というところにまいりますと、町民の皆さんから見た考え方はやはり自分たち個々に楽になる、掛川へちょっと今まで行ってたやつが25分かかった30分かかったやつが大東町の方を回ってくりゃ40分もかかっちゃうと、もう遠回りでも袋井の方のエコパの方を回ってくりゃ25分、最低20分、もっと速く走ってくりゃ15分ぐらいで来ちゃう場合もある。そういうような今ちょっと、余り批判することもないですが、大須賀町からまっすぐな道路ができれば、僕は皆さん車使うと思うんですよ。

山の中通って危ないし、細い道だし、危険もあるし、事故もあるし、通らないから、県が調べた通行量なんかだってもうほとんど車が通らないよという道路になんでそんなお金かけるよ、非常に難しい問題ですね。でも今、道路公団がやってきた、それじゃ北海道なり九州なりがこんな銭をかけて高速道路つくってきたけど、幾らも通らない。じゃあ今になってそれは「これは失敗だったな」と思うかもしれない。でも、大須賀から今この1市2町の合併後に通る台数というのは、僕はもうすばらしくふえるんじゃないかなと、そんなふうに思ってます。

ただ、今、合併協議会の事務局で考えてる、大須賀町はとにかく大東町のどっかへつなげて

くれや。その根っこが何かというと、やっぱり財政じゃないかなと思うんですよ。合併してこの掛川市の財政が赤字になるようなことは絶対しちゃいかんというような、ありありと見えるんだよね。

でも、今までここ3年なり4年、5年前に合併した市町村はどういうことやってきたかという、議員は全員2年間を残しますよ。それで特例を使って残します。道路はそれじゃ特例債を目いっぱい使って特例債が300億円使えるんなら、あと自分の市から200億円出して500億円で建設計画をして、その意見を私は聞いたですよ。どうしてこんな錢を使って財政計画なんかまるっきり反比例してるようなものをどうですかっていったら、10年間にこんだけの議員をただ飯食わしても、言い方ちょっと失礼なんだけど、これだけの錢をかけても20年、30年後の将来を見たらこの合併は絶対成功するという信念を持ってやってきたと。でも、今掛川の衆にそういうことがあるかなと思うだよね。

実際に、じゃあ大東、大須賀、町が小さいから道路は適当にここらはちょっと広くしときゃいいじゃないかじゃ、それじゃあちょっと我々人口1万2,000で小さいところで、そんなら吸収合併してもらった方がよかったかもしれなかった。そういういろんなじゃあこれから新市計画いろんなこれを承認して、一番初めに我々議員というものが合併後に町民から問われるわけですよ。それは現実のことなんだよ。理想じゃない。町民は理想とまた現実をいろんなことをかみ合わせてるかもしれないけど、我々今の現職の議員は3年たった、5年たったときには「あのとき議長やってたやつはあいつだぞ」って。「あのときおまえらが合併進めたじゃないか」っていうような、これが現実なんだよ。

だから、我々は7月1日に臨時会を予定してますけど、本当に大須賀町民が将来活性化して町がよくなるためには絶対道路が必要だと、それは14人の議員皆さんそう思ってます。だから、それは理想でそんなものは合併の大したもんじゃないよって言われると、非常にちょっと反発したくなるんですが。

とにかく我々議会で議決するまでに本当にこの協議会の中で、このプランについては本当にこういうふうな方向性を出していただきたい。実際10年以内にやるっていうけど、道路なんてそりゃ早くやらなきゃ地権者だってあるわ、いろんな問題でなかなか設計したり何かしてといく間に、もう3年や5年すぐたっちゃうと思うだよね。

だから、ちょっとそこら辺の点ではちょっと口汚い言い方して申しわけありませんが、大須賀町の議長としてもやはり皆さんのご理解を得て、次回4月のこの承認するときまでにはある程度承認工事なり何なりで、方向性がある程度出ていかれるとありがたいなと。だけど、全然

そこら辺がどうなるかわかりません。大須賀町だけじゃないだよ。大東町だってそうだと思います。

だから、そういう点では本当に小笠郡一帯の皆さんが新幹線ができた、じゃあ東名高速道路が掛川にインターができた、南北道路はどうだって、ここ10年間見たって全然そんな新しくがんこない道路できてないですよ。そこら辺のことは本当に皆さんに頭の中に置いてもらって、今度の合併だけでは掛川の衆にみんなに本当にきばっていただきたいと思いますけど、よろしくをお願いします。

以上です。

榛村純一会長 はい、河井委員。

河井 清委員 大須賀町の河井です。

ただいまうちの議長からも強く要望をされたことでございますけれども、私も今議長の言われたことについては、前々からどっかできつく言っていかにやいかな、こういう気持ちを強く持っておりました。

今、大須賀町で袋井病院と掛川病院との患者の通う率ですね、これはもう袋井病院の方が60で掛川が40ぐらい。それぐらいの割合になってるんです。というのは、交通の便がいいからなんです。これを交通の便を大須賀から掛川に抜ける道がよくなった、あるいはバスが通った、そんなことになればもう絶対掛川の方が多くなると思うんです。こういうことも私はひそかに思っておりましたし、また現実でございますので、その辺も十分考慮していただきたいなど、こんなふうに思っております。

そして、大東町の入山瀬から風吹トンネルをやめてあそこを切り通しにして右へカーブしていくあの線でございますけれども、あの風吹峠ができてしばらくになりますけれども、その道路が掛川市の中へ入ったらもう狭いところがずっとある。これではあそこはよくダンプも通りますけれども、すれ違いができないっていうときがございます。それぐらい掛川の人たちは大須賀や大東の人たちの気持ちを酌んでいないという証拠だと。市長はもう長く市の行政を担当しておりますけれども、そういった面が見えていない。ですから、ああいうところにちゃんと残っておる。

僕はこういうことじゃ、掛川市を信用できるかといったときに、ちょっと待てよとそういう気持ちも私は大須賀、大東の人たちの思うところだと思います。ぜひただいまうちの議長から言われましたような南北道路のしっかりしたものを一刻も早くつくっていただきたい。

私は、うちの方の議会の合併特別委員会のときにこんなことを提案しました。一度南北道路

のおおよその場所がわかったら、みんな地下足袋はいて一度歩いて見て回らまいかと。そういったことも必要じゃないかと、こういう話もしております。そうしたら、うちの町長は「それは合併が決まってからでないと計画が立てられないだよ」こういう回答でございました。しかしながら、今まで何回となくこの会合をやってきておりますので、将来構想っていうものはどっかでもう具体化してきていいはずだと、私は思っておりますけれども、いまだにそういうものが見えてこない。どうか早くそういうものに図面が引けるような、一刻も早くそういうことをお願いしておきたいと思います。

榛村純一会長 はい、ご意見はよくわかりますし、私も力が足りなくて申しわけなかったですが、風吹トンネルのバイパスができてきたのですが、あれを現在の形に決着するまでにトンネル拡幅案があったり、こっち側でいくとかこっち側でいくとかいろいろな紆余曲折があって、それからさらに保安林解除という、あそこは保安林でがんじがらめになってるんですね。だから、それも手数がかかったと。いろいろな理由で手数がかかって、しかも先ほど出たように県道の立場でいくと、県道整備は交通量主義でやるんですよ。交通量が少ないからやらない、それは効果計算ができない、道路が狭いから交通量が少ない、そのイタチごっこになっちゃったんですね。それで掛川と大東、大須賀との関係の道路、南北道路が、掛川市民もそういう自覚が乏しかったという反省はしなきゃいかんですが、そういう交通量が少ない、そこへもってきて工事費は意外にかかる路線なんですね、みんな。そういうことで悪循環的におくれて申しわけなかったですが。

前に新幹線のご負担もお願いに行ったときも、今の河井委員の口調よりもっときつい口調で私は言われておりますから、よくわかっております。あのとき議員さんの中の何人かの方がこういうふうに言いましたが「道路がこんな状態じゃだめだ」ということを言われました。ですから、真剣に考えております。

実際、県道の難しい整備水準の技術水準のことを言わなければ、ここは拡幅すりゃいいとか、ここはこれでやればいいということで割合知恵でもって簡単に大須賀から西大谷のトンネルまではできちゃうんですよ。それから下ったところも簡単にできるんですよ。ただ、それが技術屋さん和县道という整備水準とかいろいろなことを考え、それから従来の体系からいくなかなかいろんな理屈が出てきて、「えいや」っていかない点があります。しかし、それは今度の合併の非常に大きな意味ですし、ぜひやらなきゃいけない。

それからまた、これが道路ができると、信号機なしでポーンと来られる道になるんですね。山の中で。だから、非常に効果的だと思います。ですから、何を置いてもしっかりやりたいと

思います。

はい、お二人どちらか。

鳥井昌彦委員　大東の鳥井です。

南北道に関しましては、大東町も大須賀町さんと同じ思いでいます。ぜひ早くできるようにお願いをしたいとこのように思っております。

それからもう1点、次回協議ですので、この32ページの10年間の財政計画ですけれども、当初特例債 300億円以上使える、あけてこうやってやっていって見たら 110億円、3分の1、なぜこうかというようなことの中で、私なりに調べさせていただいたり、事務局へもお聞きしてやっていったわけですが、最終的には起債制限比率が引っかかってくるのではないかと、このように思っています。最終的には14%を超さないということですが、この10年間の起債制限比率の推移を見ても、平成18年に13.7%、これが最高になっております。それから順次下がっていくという数字になっております。本当に健全財政だと私は思います。

しかし、小委員会でもいろんなこの合併に関して何をやったらいいかというときに、もっとたくさんのが重点目標の中に取り上げられました。それを削りに削ってこうなっているわけですが、上限の14%までにはまだもう少しあります。そういう中で特例債がもう50億円でも40億円でも次回までにふやすことはできないかどうか、これが可能かどうか、これを1点お伺いしたいとこのように思います。特例債による事業を一つでもやれるものがあれば、私はやっていった方がいいのではないかと、このように思っております。

榛村純一会長　今、特例債は合併の話が起こったときはまず枠ありきということでスタートしたんですね。そうしたら、今度は事業別に積み上げ方式になって枠がその後の問題になっちゃって、ちょっと裏切られたような気分を私自身しております。しかし、できるだけそれをふやす方向で努力していきたいと思えます。

何かあるかな、事務局。特例債をふやす件。

松井事務局長　ただいまの財政計画、特例債事業を今後の中でもう少し何十億円か上乗せできないかというお話ですが、これは今まで建設小委員会を12回ほど開催をさせていただきまして、財政計画の部分につきましても慎重審議をさせていただいたという経緯の中でここにおさまったということでございます。

そして今回、先ほど伊藤町長さんからもご発言ございましたように、特例債事業、これはあくまでも財政シミュレーションの上での財政計画でございますので、いろんな状況によってこの特例債という金額が増加していくという可能性も含めて、今回この財政計画からその辺の数

値は削除させていただいたという経緯もございます。今この時点で特例債を上乗せして新たに財政計画をつくり直せということは、今までの小委員会等の経緯から見ますと難しいのではないかとこのように思っております。

そういう意味で、今後も特例債事業、やりようによっては今一番最大のリスクといたしますが、一番の財政的な負担を最大限とった形の中でシミュレーションしてございますので、これから道路整備につきましてもやる手法と実施主体等によってはかなり財政的な余裕といたしますが、継ぎ足してやれる部分っていうのも当然出てくるのではないかとこのように思っておりますので、今回の計画の提案につきましては今までの小委員会等の経緯を踏まえて、この形でご提案をさせていただければというふうに思っております。

榛村純一会長 水野委員。

水野 薫委員 大東の水野ですけども、新市建設小委員会の皆さんには大変非常に長い時間をかけて素晴らしい素案をつくっていただきまして、ご苦労さんでございました。

一言申し上げれば、大須賀町の皆さんが非常に代弁をしてくれたもんで余分なことは申しませんけども、やっぱり新しい1市2町になったときの本当にシンボルというのはやっぱりこういう地形でございますので、掛川と南部とどういうふうに早く融合するか、それは会長さんがおっしゃるようにクォーター計画をやっぱり創設しなきゃしょうがないと思うんです。

それで、そういう中でいくとやっぱり、特にこの静岡県西部地区を見ますと、この地区が一番道路悪いんですよ。南北交通。御前崎あたりから空港ができた関係で結構道つくってますし、それから西の方は平らですから結構道があるんですけども、この小笠郡と掛川地区が一番南北交通が僕は貧弱だと思います。そういう意味で、また袋井とかが合併するようになったんですから、東西の道路網の整備はこれ当然のことで、そして海と山と街道のつながりとか、あるいは南北軸と東西軸のキャッチフレーズは大変素晴らしいことだと。

そうすると、重点項目の中の新市融合に向けた交通基盤の充実というのをもう少し、特に特例債の使い方等も含めてもう少しここに重きを置いていただけたらよかったなと思うんですよ。それで、ここに101億円の工事費が出てます。これ内訳をちょっと詳しく言ってもらえませんか。これ掛川から大東の堺までのバイパス理論だけですか、あるいは。そして、この南北道路の整備どこまでこの10年計画に入ってますのか。自分たちが聞いている範囲は150号線までくらいっていうのが、そこで素晴らしい道をつくるんだっていうのは聞いているつもりなんですけども。南の方の工事は一体10年間の計画に入ってるのか、入ってないのか。

そして、合併特例債、特に県の承認工事はある面じゃ県とも十分にお願いをしてやってもら

わなきゃいかん、県の方にもやるべきことをやってもらわにゃいかんですけども、大東の佐東地区から 150号線まではこれ町道なんですよね。そして、一部今北村線って工事やってますけども、そこはまだ途中までで町で借金してやってる経緯がございます。そうすると、そのところへは特例債投入できんのか。そして、これ言ってもいいか悪いかわからない、自分がいただいた前の資料には合併特例債の内訳出てるんですけどもね。大体20%ぐらいしか起債の中で特例債使っていないんですよ。

そうすると、もう少し50%ぐらい使って10年間のスパン、どっちみち特例債は10年間しか使えないんなら、もう少し特例債を活用してある面じゃほかの起債を若干10年後に伸ばしても、この10年のスパンの中で活用すべきじゃないかなとちょっと、余り詳しいことよくわからないんですけども、単純な疑問なんですけども、その辺いかがですか。特に、北から渋滞解消だけが新しい新市のキャッチフレーズの南北軸の創設じゃ、僕はないと思うんです。そうすると、それが南から北までできてこそ初めて南北軸ができたということと私は理解しておりますけども、その辺お伺いをしたいと思います。

栗田事務局次長 お答えします。

まず最初に、南北幹線道路のうちで新市建設計画の重要プロジェクトの中の1に掲げてございます事業費の101億円についてでございますけども。全線のうち主要地方道掛川大東線の病院の入り口がございますけども、その磐田掛川線から新青田トンネルまでの区間がございます。その部分とそれからそのトンネルから掛川の子隣の区間の事業費と、それから子隣から岩井寺地区の道路が狭い部分、それから先ほど言いました袋井小笠線の大東町の入山瀬から西大谷トンネルの区間、それから西大谷トンネルから大須賀町の中学校の東の部分まで、この区間全長で10.8キロになるわけですけども、これの事業費が最大で、あくまでも概算でございますが、101億円ということでプロジェクトの方には掲載されてございます。

それから、その事業費のうち一般財源の持ち出しについては約68億円ほどになります。残りについて特例債で充当をしまして、普通交付税の後年度措置があるということになります。

それから2点目でございますけども、新市建設計画の中の南北幹線道路につきましては、この部分だけではなくて当然今水野委員さんからお話しがありました主要地方道掛川大東線を経由しまして150号線までの路線、これも試算を当然してあるわけですけども、全体で今言った金額にプラスして合計で200億円程度の事業費に、あくまでも概算でございますけども、なっております。

そのうち一部町道になっておるわけですけども、先ほど県の鈴木委員さん、あるいは掛川の

小松委員さんからもお話しがございましたけども、合併特例債についてはすべて適用ができるというものではなくて、新市が一体性を確保できるために、そのために特に必要な事業で、先ほど言われたとおり路線ごとに今後具体的に上げていって、国の方で地方債の申請が認められれば適用になるということになっておりますので、財政計画上は先ほどもございましたとおり、一般財源の持ち出し分ということで最大限で財政計画の方は組んであります。

それから、全体のうち 101億円ということで少ないじゃないかということでございますけども、これは当然朝夕の渋滞解消、あるいは道路が狭くて緊急に整備する必要がある、そういった箇所を早期に10年間の間に整備するということで、重点プロジェクトの中では 101億円ということで小委員会の中では検討されて、ここに載っております。

以上です。

榛村純一会長 水野委員。

水野 薫委員 そういう説明になると、新しい町をつくって重点プロジェクトで南北軸の創成なんていう理論っていうのはもう飛びはねちゃって、もう全然関係ない話になってね。要するに、今までの政治的にやらなきゃいかん、やってなかった部分を直すだけの理論じゃないですか。ですから、大須賀町さんも我々も言ってるのは、この際に新しい市ができるんだったら、そこにやっぱり10年のスパンの中でピチッとした南北軸をつくって、それによって人が早く融合しなきゃいかんという理論をこれ当然論じ合ってると思うんですよ。渋滞解消なんていう話を僕らしてるわけじゃないんですよ。

ですから、例えば大東町の方でいけば 150号線まで行くのに、子隣から佐東地区までがこれ県道なんですよ。それから南は全部町道なんですよ。それで一部はできてないんですよ。今大東町が借金しながらやってるんですよ。だったら、何でそこに特例債をつぎ込んでそこをつなげないのと僕は言ってるんですよ。そんな渋滞解消なんていうのはこんなものは飛んで、とっくの前にやるべき仕事なんですよ。ですから、その辺をもう一回きちっと考え直してもらわんと。だってもう迫ってるんですよ、もう地区説明会が。何て説明するんですか。

ですから、少なくとも10年後にはこういう道ができますよというのを示せなきゃ意味がないじゃないですか。15年間に何で……。この渋滞解消なんて、こんなばかな話ができますか、これ。もう一度答えてください。

小櫻義明委員 合併特例債の扱いで小委員会での議論なんですけども、私の記憶しているものでは、最初に出た財政計画では特例債を何割活用したら収支計画でいわば財政赤字がこれだけになるという、そういう傾向だったんですよ。だけど、私はそういう考え方がおかしいじゃ

ないかと。だから、特例債を活用した方がはるかに有利だと。だから、合併特例債は活用できるもんだったら 100%活用すると、そういう方向でできるだけ議論をしてやるべきだという。そういう意味では、私はそういう方向を確認した上で、現実にいえば新市の建設計画において必要な事業で特例債を活用できるのはどれくらい活用できるのかという、そういうことであるいる県と折衝したりいろいろやって、とにかくこの数字に落ち着いたという。

だから、そういう意味では、これを書いた時点において特例債の活用ができるのはこの範囲だと。すなわち国や県のガードが非常にかたいという。でも、そのガードをうまくこじあげれば、この特例債の活用できる範囲がもっと多くなるというのは、私は当然だと思うんですね。そういう意味では、やはり特例債というものをできるだけ活用する方向で努力をすると先ほど会長の言われました、そういう方向でやっぱりぜひやっていただきたいというぐあいに思います。

鈴木治弘委員 小委員長さんおっしゃることよく理解できるわけですけどね。ただ、単純に考えますと、こういう新しいまちづくりをやるからそれに該当する特例債は 115億 5,000万円になりますよというお話で、それ以上は要するにガードがかたいからとこういうお話。あるいは、起債をたくさん起こすことによって健全財政が崩れるということでございますけれども。

この財政計画を見ますと、841億 6,500万円の普通建設事業を10年間にやろうとしているわけですね。それに対してその内訳、きょう外しましたけれども、特例債が 115億 5,000万円と極めて率として少ないんですね。

我々が合併を推進するときに事務局からお話しをいただいたのは、事業ベースで 336億円の合併特例債事業ができますよと。合併をしなきゃそれだけのまちづくりができない。当然こういう有利な合併の後押しを受けて、新しいまちづくりをすべきだという事務局のそういうPRでした。我々は当然 300億円に対して少なくとも七、八割の特例債が使えるんじゃないかと、そして新しいまちづくりを期待をしたと。

特に、この地域は小笠掛川振興協議会で20年間南北道路の実現を陳情をしています。それは沿線住民の悲願であるっていつてトップに書いて陳情を20年間したと。小笠南北広域幹線道路推進協議会が平成2年に立ち上がって、それも15年間一生懸命陳情したと。顔ぶれを見れば、これ以上の顔ぶれが集まらんような顔ぶれの中で努力をしても半歩も前へ出なんだと。ある時期、掛川の新幹線の駅ができて多少は南へいい道路ができるじゃないかなと期待もしましたけれど、それもできなんだ。そうして、掛川高瀬線の農道の整備も着手をしていただいた。それが昭和36年ごろですかね。いまだに全線開通してないと。

だから、南北幹線道路を今ここで国・県の事業も含めて何とかできると、我々は物すごい期待をしたわけです。南北幹線道路へ。そうして、途中合併の説明会がありましたね。あのときにも住民の大部分が南北幹線についてアンケートで記述をしていると。大きな期待を持っていた。それが今話しを聞きますと、チョロチョロッと掛川寄りの方だけを事業計画として 101億円上げて、あとはもっと後年度にというお話しであるけどもね。この重点プロジェクトの概念図を見ても、これを見ると10年間の中で掛川から 150号線までしっかりした道をつくってくれるんじゃないかなと、そういう期待を持つわけですね。

そうした中で、普通建設事業費をもっと削っても、特例債を活用してこういう町民のニーズの強いものへ10年間は重点的に投資をすると、それらが合併の成果だと、そういうふうに私は考えますし、この新市建設の基本方針の中にも南北軸が新市の背骨となって地域相互の一体性を強めるとともに、住民の気持ちを一つにしていくということ、(1)に書いてあるんですよ。当然これについて最大限の努力をやっぱりつぎ込んでもらわなきゃ、合併の効果というのは出ないような気が……。

ただ従来の各市町村の総合計画の建設事業を新しい町へつぎ込んでいって、普通建設事業へ放り込んで「まあ合併で少し特例債も難しいで、これだけやりゃあいいじゃないか」という理論はやっぱりちょっと筋としておかしいんじゃないかなと。10年間は1市2町の一体化だけを一つ目標にまちづくりをやっていただくというような必要があるんじゃないかと、私はそういうふうに考えてます。

小櫻義明委員 合併特例債をどの程度活用をするかという、それを財政計画にどの程度織り込むかということにつきましては、他の合併の事例でも10割織り込んだ計画だとか、あるいは七、八割織り込んだ計画だとか、非常に多種多様であるわけですね。

その中で、じゃあ10割使うという計画を織り込んでも、実際に使えるかどうか。すなわち財政計画で10割使うという計画を立てるのは簡単なんですよね。でも、実際10割使えるかどうかというと、ご存じのとおり国と県というのの折衝で、実際特例債を利用するということは認められるかどうかによって非常に違ふと。だから、10割織り込んでいるにもかかわらず、実際に使われるのはそれよりはるかに少ないということもあり得るわけですね。そういう意味では、私は 110億円程度に、4割強ぐらいに織り込んだということは、非常に健全、堅実な財政で、いわば現実に近い財政計画というものを組んだであろうと。

それからもう一つは、南北軸の道路というものを非常に優先して、ある意味ではそこにもっともって特例債をつぎ込めるものならもっとつぎ込んでいこうと。そういう意味では、最初か

ら10割だとかあるいは7割、8割の計画をつくっていると、それに見合ったほかの事業があるわけですね。そうすると、この南北軸のところにもっと特例債使えるようになったからもっと織り込もうと思っても、他の事業から削ってそっちの方に織り込むということになっちゃいますよね。そうすると、それは非常に抵抗があってできないと。

だから、そういう意味では私はこういう健全な財政計画であるがゆえに、南北軸の道路でもっと特例債を活用する方向、めどがつけば、そちらにもっともっと合併特例債を使っていける計画になってるといふぐあいに思ってるわけです。そういう意味では、現状において大須賀、大東の町民の方々がすごく期待をしている、その期待に最大限こたえ得るだけの私は計画になってると思います。そこら辺のところを理解をしていただかないと、これは結局絵にかいたもちじゃないかっていう形で言われると、かえってあきらめみたいなものになって、もっともっとそれをする。

それから財政計画というのは、ここにこういう計画のもとではこういう健全財政が維持できますよという計画であって、これをリジットに維持をするというもんでもないと思うんです。ほかの事例を見てましても、例えば財政シミュレーションをつくっていても、特例債をかなりの割合で活用する計画をつくっても、収支としてはいわば赤字でないという計画で、どこで帳じり合わせてるかといったら、普通建設事業をこれだけ削減するという計画でシミュレーションつくってるところもありますからね。

そういう意味では、私は特例債がもっともっと活用できるめどが開ければ、人件費も含めまして他のそういうところで削れる部分をどう削っていくかと。その中でいわば健全財政というものをどう堅持していくかという、そういう方策も可能だと思います。

そういう意味では、私は先ほど申しましたように、現時点においてこの南北軸の道路を何とかしてでも実現しようということで、最大限努力した結果がこの計画になってると思うものですから、その点ぜひご理解をいただけたらと思います。

鈴木治弘委員　すみません、参考のために県の委員さんもお出でですが、県下各地で新しいまちづくりの計画をつくってると思うんですね。詳しいことはここでは無理であろうというふうに思いますけれども、おおよそ起債額のうち特例債の充当額が、この計画でいうと2割になっていて、事業ベースで14%以下の数字になってますけれどもね。小櫻先生おっしゃるように健全財政、確かに特例債は少ないけど。普通建設事業は結構ボリュームがありますしね。一般的に考えて、起債に対する特例債の割合、今、県下でどんなものでしょうかね。ここらがごく普通なのか。そうすると、今まで県なりいろんなところで合併を推進してきた立場からい

って、特例債がこんなにたくさん使えるんだというのが全くおかしな話になっちゃうような気がするんですけどね。もしおわかりになったら、お聞かせをいただきたいというふうに思いますけど。

鈴木正彦委員 県職員の鈴木でございます。

どの程度の割合かというお話なんですが、最初こちらの計画を拝見したときに、いやに少ないというのが実は印象だったんですよ。ただ、隣の磐南も何かかなり低いような率になってたような気がします。ちょっと率が何割かということはわからないんですが。ただ、低めにとりか、かたみに見積もっておられるのかなというふうに私は思ってるんですよ。この普通建設事業の中には実際にはいろんな国なり県との交渉の中で、合併特例債へ移行ができるものが実際にはあるのかなというふうに思ってるんですよ。

国の方では、例えば継続事業に対しては単純な継続はだめだよと言ってるんですが、それはそうだと思うんですがね。建設計画に位置づけをして、新規事業の位置づけとなる場合はオーケーだと。それから、例えばこれはお約束はできませんけれども、例えば校舎の耐震化率がある団体は80だよと、ある団体は30だよと。もしそういうような状況があったときに、合併市町村の均衡ある発展に資するために実施する公共施設の整備事業だという位置づけをして、均衡を保つためにそこへ集中的にやるんだと。そのために合併特例債を認めてくれと。そういう話をもっていったときに、認めてもらえる可能性はあるのかなと。お約束はできません。それからいろんな事業でも、例えば7年計画で事業を推進する予定であったと。それが仮にこれ合併を推進するために一体性を速やかに確保するために5年にする3年にすると、そういう計画にしたいといったときに、それも合併特例債に移行できる可能性は、くどいようですがお約束はできませんけれども、そういう折衝をして国へとにかくぶつける、県にぶつけるということが必要かなと。

それによって、そういうものがあるんだけど、要するに合併協議会さんの方では、そういうものが合併特例債を使えるというふうに見込んで計上してないんじゃないかなという感じがするんですよ。この計画を執行していく中で、これは私は率は上がっていくのかなというふうに思ってます。

それから、水野委員さんからどういふ……。ちょっと道路の状況がよくわからないんですけども、お話しのあった道路についても、要するに計画の中では路線名は出てこないんですけども、要するに新市融合に向けた南北幹線道路の整備、地域間道路、生活道路網の充実というのがありますよね。路線名は書いてありませんけれども、そういうふうの中に位置づけ

て合併のために必要なんだと。ぶつけてみる価値はあるんだろうと思うんですね。

水野 薫委員　　ちょっと小委員会の検討内容がわからないもんですからね。たしかこれは小委員会では、この自分が言ってるような道路は路線名で出てると思うんですけどね。ちょっと表へ出していいかはわからない点があるもんで控えてるんですけども。

だから、僕聞いたのはこの点線、この掛川だけの点線、これ出していいかちょっとわからんですけども、それでいくとたしかに県道が子隣から南側で半分か3分の……。半分ぐらいかね、その南は町道なんですよ。ですから、何でそこに合併特例債をぶつけんだっていう単純な疑問なんですけどもね。県のお二方もいらっしゃいますんで、「ここは任せなさい、これは県でやるんだ」って言ってくれりゃもうすぐできちゃうと思うんですけども。いや、本当にそうなんですよ。だから、全部県道じゃないんですよ。

榛村純一会長　　菅沼委員。

菅沼信夫委員　　行政センターの菅沼です。

先ほど来承認工事を何とかその特例債を使えないかという話、これは恐らく財源との関係でいろいろ問題があるのかなと感じますが、いずれにしても総務省と国交省の話し合いで決まるものと考えます。何とかこれもできる方向で県としても国に説得するというか、働きかけていかなければいけないと思ってます。

道路の今承認工事という話が出てますけれども、例えば県道をほかの方が触る、例えば掘り起こすとか、あるいは補修するというのができるのは2つありまして、一つは占用工事、例えば水道の管理者が水道管を埋めるために道路を掘り起こして水道を入れてまたかぶせると。それが県の管理者、県でない方が触るやり方が一つ。それと今まで出た承認工事、この2つしかありません。県以外の方が道路を触るといいますか、工事をするのでできるのはこの2つ。占用工事はそういった水道とか電気とか、あるいは地中化とかと、そういう場合にやる手法ですので、それは今回のとはちょっと関係ないと思いますので、残るはやはり承認工事。

これは例えばゴルフ場を民間がつくる、あるいはそういった施設をつくるときにどうしてもそこへのアクセスが必要というときに、県道を民間サイドで拡幅したり、あるいは交差点を直したりということが出来る制度であります。また、例えば市あるいは町村が墓地をつくる、あるいは公園をつくるというときに、そのアクセスが必要だというときに県道を市町村が整備すると、こういった手法であります。

今回は合併することによって必要な道路ということで、市町村が承認工事で行いたいと、それに対して特例債が使えるかどうかと、こういうことかと思うんですけども、これは何とかそ

ういった方にできるように国にも働きかけてまいります。

また、バイパスの整備という話がありました。バイパスの整備をやるには、まだほかに県道を承認工事でやるというほかに、バイパスなら市道に承認してもよろしいんじゃないのかなと。市道に認定することも、バイパスの部分だけはですね、そうすれば特例債は別に使うことはいいんじゃないのかなと。その部分を、バイパスの部分由市道と認定すると。そういったこともあるんじゃないのかなと、それが一つ。

それから、先ほど来南の方の150号とのつなぎの話で、そこは町道だよという話があった。それはもう町道のところを県がやるなんて絶対県は言いませんから、お金のないときにね。だから、それはやはり特例債が使えるようにやっていただければいい話でありまして、やはりそういった整備手法はいろいろ路線、あるいは場所場所で整備手法がいろいろ考えられますので、ぜひ研究して県なり国なりに提案していただきたいなと思います。

いずれにしても、今、この地域で例えば小笠山に関係するところに道路をつくと1メートルつくるのに200万円かかると思います。2車線整備、片側1車線ずつの2車線を整備するに1メートルつくるのに200万円、1キロ20億円かかります。10キロで200億円かかります。大体その程度ぐらいのお金がかかると思いますので、どうか小松助役さん言われましたように、まず既存の道路をいかに活用していくかということが一つと。それといろいろご要望があってもみんな大事なんですけども、やっぱり優先順位をつけないと現実的には大変かなと、こんな形にはしておりますので、ぜひ新しい市になってどの路線をどの箇所をいつからってというのは、その時点でまたこれから路線計画が立ってくると思いますので、その時点でぜひお話し合いを進めながらやっていただきたいなと思います。

水野 薫委員 いや、僕が言ったのは、こっち側のルートの中側はそんなに距離がないから、そこは県がすばらしい道をつくって直してくれりゃいいと。それで、この辺から下がこれ町道ですからね、だからそこへは特例債ぶつけるべきじゃないか、そうすりゃそこそこつながるんじゃないですか僕が言ったんですけどもね。ちょっと大須賀さんの場合はずっとこれたしか県道になってるのかな。そういうのでどういう方向に持っていくかはちょっと別にしてね。

そしたら、何でさっき鈴木委員が言ったように、じゃあ1割か2割しかつけないなら、もう少し特例債を活用できるじゃないですかと。それで、そうすれば10年間に一応150号線から掛川までクォーターアワーズでいく道路が形式上はつながったじゃないですかという理論もなるんじゃないですか。これが欠落してるんですよ、この重点プロジェクトの中に。

菅沼信夫委員 私どもにはその絵はないもんですから、どの区間をどういう……。詰めてるといのはわかりませんので、今一般論的な話をしましたが、そういったお話がこれから出てくるかなと思いますのでその部分を余裕を、ちょっと余裕として特例債残してあるんじゃないですか。そんなような気がいたしますけど、これは事務局でないとわかりませんので。

榛村純一会長 いろいろ議論が出ておりますが、大別すると南北道路を重点的にそれを一番において計画を立てるといふのと、積み上げ方式でやっていくとこの程度しかできないといふのの対立のような気がするんですね。ですから、合併の本来からいえば、そういう普段そのままの市町村でいたんでは解決がつかないようなことを合併を契機にやっちゃうと。こういう一つの夢を持ったわけですね。だから、それは当初のとおりできるだけ実現するようにしなきゃいけないわけですが、若干小委員会の方々も16人いらっちゃって、それぞれ苦労していただいた。全部の助役さんは入ってるわけですから、実務的にはいろいろなことが盛り込まれた上でこういうことになったと思うんですね。

しかし、反省的に考えれば、政治というものはもっと別の観点で計画を組むという要素もあるわけですから、今度住民説明会もありますからそういうことを踏まえて、3人の首長は小委員会には出てないわけですけど、今後はもうちょっと研究を深めて、それで住民説明会にも臨まなきゃいけないし、それから今日提案していることは、それを4月20日に協議になるわけですね。ですから、その4月20日の協議までには小委員会と首長との少しやりとりをして、必要があれば国・県にも聞いて、しっかりした協議事項になるようにいたしたいとそのように思いますので、今日のところはおしくらまんじゅうになってしまうんで、もうちょっと合併といふものの政治性と合併といふものの政策選択上の優先性と特例債の解釈というようなことについて、もうちょっと詰めなきゃいけない点がありますので、お任せいただきたいと思いますが。

それでありますので、この協議事項をなお一層具体的に、今日出ましたいろいろなご意見はそれをできるだけ首長同士の相談もいたしまして、それで小委員会の方々ともっと調整して臨みたいと思いますが。それでいかがでしょうか。今日のところは。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 それでは、協議の26号については、次回の第12回協議会でご協議いただきますので、それまでの間お互いに検討を深め、ご意見をまとめていただきたいと思ひますし、当局は当局でもう少し今日出たご意見をいろいろ詰めてみたいと思ひます。

次回の会議は4月20日、午後2時からこの会場で開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それから、次回の会議で平成16年度事業計画のご説明をすることになっておりますが、5月と6月の会議を第3火曜日に開催の予定でありますので、あらかじめ委員の皆様の予定に入れておいていただきたいと思います。

それでは、長時間にわたりまして休憩もなく申しわけございませんでしたが、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。皆様方に本当にご熱心にまことにありがとうございました。

これで、第11回の掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の閉会とさせていただきます。ご苦勞さまでした。

閉 会 午後4時44分